HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（１２）　ーアウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねてー
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 54(4), 254-213
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15234
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(4)_p254-213.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(12)

―アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて―

石　川　　武

目　次

凡　例
主要文献略語表
はじめに
ザクセンシュピーゲル・レーン法
　巻頭言～6・2　(以上51巻5号)
　7・1～13・3　(以上51巻6号)
　13・4～19・2　(以上52巻1号)
　20・1～24・9　(以上52巻2号)
　25・1～26・8　(以上52巻3号)
　26・9～32・4　(以上52巻4号)
　33・1～38・3　(以上52巻6号)
　38・4～42・2　(以上53巻1号)
　43・1～47・1　(以上53巻2号)
　47・2～52　(以上53巻3号)
　53～56・3　(以上54巻3号)
　56・4～57・4　(以上本号)
　57・5～　(54巻5号以下)
おわりに

56・4 また、女性が彼女(ないし、彼等)の所領(レーン)を(主君に)返還し(op let)、[1] あるいは、それ(=所領)が彼女からレーン法廷の判決をもって(mit lenrechte)剥奪される(verdelt wert)(ないし、された)[2] 場合、それ(=所領)を彼女とともに(=共同で)受領したかの者(=男性家臣)[3] は、それ(=所領)について(の占有権・管理権を)もたない。[4] しかしながら、彼(=男性家臣)がそれ(=所領)を(主君に)返還し(〈op〉let)、[5] あるいは、それ(=所領)が彼からレーン法廷の判決をもって剥奪される(ないし、された)[2] 場合、彼女がそれによって(所領の占有権を)失うことはない、[6] 彼女は(その所領の)ゲヴェーレの中にいる(in den weren sit)(=その所領の占有権を主君から受領した本人として、それを(レーンとして)占有・支配している)[7] からである。また、彼(=男性家臣)はそれについて(=その所領を)女性の意に反して(家臣に)封与(=又授封)することをえない。[8] ただし、(所領のうち、すでに彼等の家臣に)封与(=又授封)された状態で(verlegen)彼等(に主君から授封されて彼等)の手に入る(an kumt)(ないし、手に入った)もの(=所領(レーン))、[9] および、彼(=男性家臣)がレーン法廷の判決をもってそうするよう強制される(ないし、された)場合[10] は、その限りでない。[11] 〔それ(=所領)について自由に(ledich)なる(ないし、なった)ものがあれば、それは女性にとって自由に(ledich)なる(ないし、女性の手に戻る)のであって、(それを彼等に授封した)主君やそれ(=所領)を彼女とともに(=共同で)受領した(男性)家臣にとって(自由になる、ないし、主君や男性家臣の手に戻るの)ではない(からである)。〕[12]

1) このoplatenの語については、前出レーン法16(=AV 1・42)、註・3を参照されたい。

2) mit lenrechte verdelt wertという表現については、前出レーン法39・1(=AV 1・95)(註・2と3の箇所)を参照されたい。

3) この件(Ordnung Ic)のテキストでは、jeneのあとにdeの語が補足されているが、それによってこの文の意味が変わることはなく、それを訳文に反映させることは難しいので、その補足は本註で指摘するにとどめる。

4) この件、原文はjene〈de〉ne hevet dar nicht anとなって(いて、hevetの直接目的語が省略された形になって)いる。これをヒルシュはhat jener …… kein recht mehr daranと訳し(Hi., S. 155)、ショットもそれに追随している(Sch., S. 303)。この訳は(実質的には)間違っていないが、上掲・邦訳でそれに従わず(敢えて)「の占有権・管理権を」という補訳を施したのは、次の三つの理由による。①ザクセンシュピー

ゲルにおいて recht の語が「権利」の意味で用いられる場合、実体（法）的な「権利」を指すことは（きわめて）限られており、手続（法）的な意味で用いられることが（圧倒的に）多いので（石川「中世法」、507～508頁、523～525頁を参照）、実体（法）的なそれを意味する（ないし、しうる）「権利」の語を安易に補足したくないこと。②（前註・2に挙げた）前出レーン法39・1（=AV 1・95）では、家臣が所領を（主君に）返還し、あるいは、所領が彼からレーン法廷の判決をもって剥奪された場合、「その者は were（=所領の占有権）を欠くべきである」、とされているだけでなく、（少なくとも）所領を返還した家臣には所領を引き戻すべき「年期」が認められており、さらに、前出レーン法42・1（=AV 1・104～1・107・a）では、主君がその「年期」の経過後（改めて）レーン法廷の判決をもってそうするのでなければ、家臣から所領についての「すべての権利」（al ansprake）は剥奪されない、とされていること。③本条では、この件との対比において、後に（後註・7の箇所で）、（男性家臣が所領を返還し、あるいは、彼から所領がレーン法廷の判決をもって剥奪された場合について）、「女性」の were（=占有ないし占有権）が問題になっていること。以上三つの理由がそれである。なお、ここまでの件については、後註・11をも参照されたい。

5）この箇所の laten の語は、「ドイツ語第3版」（Ordnung Ic）で〈op〉が補足されているように、前註・1の箇所の oplaten と同義に用いられている。これについても、（前註・1で挙げた）前出レーン法16（=AV 1・42）、註・3を参照されたい。

6）この件、原文は（dorch dat）se ne verluset dar mit nicht であり、（直接目的語のない）verlesen の語は、「敗訴する」という意味で用いられることが多い（前出レーン法14・4も註・7を参照）。しかし、このレーン法56・4の場合、前註・4の箇所（の hebben の語）だけでなく、後註・8の箇所（の lien の語）も直接目的語を省略した形になっているので、ここでは「所領の占有権を」という補訳を施しておいた。なお、「占有権」の語については、次註・7をも参照されたい。（因みに、この件をヒルシュは so verliert dadurch nichts（Hi., S. 155）、ショットも so verliert sie damit nichts（Sch., S. 303）と訳している）。ここまでの件についても、後註・11を参照されたい。

7）この in den weren sitten という表現は、（「ドイツ語第1版」に属する）ラント法1・45・2（=（dorch dat）he mit er in den weren sit）では、このレーン法56・4とは異なり、「彼（=法定後見人である夫）が彼女（=妻）とともに（妻の）（アイゲンを含む）財産を占有（ないし、管理）する」、という意味で用いられているが、「ドイツ語第2版」（Ordnung Ib）のテキストで補足された後出レーン法75・2（=dorch dat se in den geweren sit）においては、in den geweren sit という表現が、（このレーン法56・4と同じく）、（男性後見人に所領の占有権・管理権を委ねた）「女性」（本人）が所領についてもつ「占有権」に関して用いられている。

8）この件（=Lien ne mach he dar nicht an）においても、lien の語の直接目的語が省略された形になっている。この件についても後註・11を参照されたい。

9) この件の原文は (ane) dat (=gut) ene verlegen an kumt であるが、これをヒルシュは (ausgenommen) wenn ihnen verliehenes gut wieder anfällt と訳し (Hi., S. 155)、ショットも (これに追随して) (außer) wenn bereits verliehenes Gut wieder anfällt と訳している (Sch., S. 303)。これらの訳はいずれも、原文にはない wieder の語 (ショット訳については、さらに同じく原文にはない bereits の語) が補われていることを考えると、おそらく、この件を「彼等 (=「女性」とその「後見人」である「(男性) 家臣」) に (主君から、共同で)「封与されていた所領」が (具体的には、彼等から家臣に (又) 授封されて、いったん彼等の手を離れ、たとえば家臣が封相続人(レーン)なしに死亡したなどの事由により) 再び彼等の手に帰した (=戻った) 場合」と解したもの、と推定される。

この推定は、さらに「ドイツ語第2版」(Ordnung Ib) のテキストで本条の末尾 (後註・12の箇所) に補足された一文によって補強される。そこでは、彼等 (=「女性」とその「後見人」である「(男性) 家臣」) に共同授封された所領が ledich になった場合、それは (主君や)「(男性) 家臣」にとって ledich になるのではなくて、「女性」にとって ledich になる (=「女性」の手に戻る) のだ、という趣旨のことが説かれているが、それによって、「ドイツ語第2版」の補筆者も、この dat ene verlegen an kumt の件を (ヒルシュやショットと) 同じように理解し、それにもとづいて、この場合「(男性) 家臣」が「女性」の意に反してでも (=「女性」の同意が得られなくても) 所領を (又) 授封できるゆえん、を明らかにしようとしているからである。

しかし、私見によれば、(「ドイツ語第2版」におけるそれをも含めて) こうした解釈は正しくない。まず、ザクセンシュピーゲル全巻を通じて、(jm.) ankomen の語が「(家臣に (又) 授封されていた) 所領が (家臣が封相続人(レーン)なしに死亡したなどの事由によって) (それを授封した) 主君に帰属する (=主君の手に戻る)」という文脈で用いられることは、(この件を除けば) ただの一度もなく、そうした場合については、「ドイツ語第2版」における補足がそうしているように、ledich (wert) の語が用いられている。それだけではなく、もっと重要なことは、すぐ後のレーン法56・5では、「彼 (=男性家臣) が女性の同意を得て (家臣に) 封与できる」ものの中に、明示的に、swat dar ledich an wert (=それ (=彼等に共同授封された所領) について ledich になる (ないし、なった) もの) も数えられていることである。したがって、このレーン法56・4の dat ene verlegen an kumt の件を、ヒルシュやショット、あるいは、「ドイツ語第2版」のように、dat ene ledich wert と同じことを言っていると理解すると、「彼等の手に戻った所領」は、このレーン法56・4では、(「後見人」である)「(男性) 家臣」が「女性の意に反して (でも)」(家臣に) (又) 授封することができることになって、明らかに次のレーン法56・5で述べられていることと矛盾することになるのである。

それならば、このレーン法56・4 (本註・9) の件は、どのように理解するのが正しいのか。次のレーン法56・5には、それについても有力なヒントが秘められている。すなわちそこでは、「彼 (=男性家臣) が女性の同意を得て封与 (=又授封)

することができる」ものとして、まず、「それ（＝彼等に共同授封された所領）についての gedinge」と「ledich gut」が挙げられた上で、それ（ら）とは区別されて、swat dar ledich an wert が挙げられている。この swat dar ledich an wert は、上述してきたように、「家臣に（又）授封されていた所領が（家臣が封（レーン）相続人なしに死亡したなどの事由により）彼等にとって自由になった（＝彼等の手に戻った）もの」、を指す。それでは、それと明確に区別されている ledich gut とは、どのような所領のことを言うのか。ここでわれわれが想起しなければならないのは、次のことである。すなわち、主君が家臣に授封できる所領は、主君が（誰にも封与せずに）自ら（レーンとして）占有・支配しているものに限られる（前出レーン法53＝AV 1・122、1・123の末尾、ただし同条への註・11と13を参照）。その中にはもともと（誰にも封与されることなく）主君にとって ledich で（＝直接に主君の支配下に）あったもの、および、（それを占有・支配していた家臣が封（レーン）相続人なしに死亡したなどの事由により）新たに主君にとって ledich になった（＝主君の手に戻った）ものが含まれるが、そのうちの後者もまた、（誰にも（又）授封されることなく）家臣が自ら直接に（レーンとして）占有・支配していたもの、および、（又）家臣に（又）授封されていたものの双方を含みうる、ということがそれである。（なお、この最後の点は、前出レーン法25・1（＝AV 1・57、1・58）、25・2（＝AV 1・59）などの諸条項において、主君が封（レーン）相続人なしに死亡したなどの場合、家臣は上級主君に所領の授封更新を求め、それに対して上級主君は自ら家臣に所領を授封するか、さもなければ新しい主君を指定しなければならず、後の場合、家臣はその新しい主君から授封（更新）を受ける、とされていること、したがって、（上級主君の指定した）「新しい主君」に上級主君から授封される所領にはすでに（前の主君の）「家臣」に封与（＝又授封）されていたものが含まれていること（など）からも明らかであろう。前出レーン法7・5、註・3を参照されたい。さらに、前出レーン法7・5では、（wardunge に関連して）明示的に「それ（＝その所領）が ledich であれ（＝誰にも又授封されていないにせよ）verlegen であれ（＝すでに誰かに又授封されているにせよ、そのことにはかかわりなく）、主君にとって自由になる（ledich wert）（＝主君の手に戻った）最初の所領」、と述べられている。この点についても、同条への註・3を参照）。以上のことを考えると、次のレーン法56・5で（swat dar ledich an wert と明確に区別されて）ledich gut と言われているのは、「女性」と「（男性）家臣」が主君から受領した時点で（主君から誰にも封与されておらず）主君が ledich な状態で占有・支配していた所領を指し、したがって、このレーン法56・4（本註・9の箇所で）dat ene verlegen an kumt と言われているものは、同じく彼等（二人）が共同授封された時点で、すでに（前の主君から）家臣に（又）授封されていた所領のことである、という解釈に導かれるであろう。なお、（前の主君から）所領を（又）授封されていた家臣は、（主君が封（レーン）相続人なしに死亡したなどの事由により）所領が ledich になった時、（上述したように）上級主君に対して「授封更新請求権」をもつから、上級主君（＝「女性」と「（男性）家臣」の「主君」）は自ら家臣に所領を授封するか、あ

るいは、彼に「新しい主君」を指定しなければならない。レーン法56・4の「女性」が(「(男性)家臣」とともに、上級主君＝彼等の「主君」から)その「新しい主君」に指定された場合、(これもすでに前出レーン法7・5、註・3で指摘しておいたように)、彼女(あるいは、彼等)は好むと好まざるにかかわらず家臣による授封(更新)の求めに応じなければならないから、このレーン法56・4で dat ene verlegen an kumt と言われているものについては、(次のレーン法56・5で ledich gut や swat dar ledich an wert と言われているものとは異なり)、(実質的には)「後見人」＝「(男性)家臣」がそれを「女性の意に反して」(でも)家臣に封与することができる(ないし、封与しなければならない)とされるゆえんも、すんなり理解できるであろう。

10) 前出レーン法33・2(＝AV 1・87)を参照されたい。そこでは、(前出のレーン法33・1(＝AV 1・86)で扱われている「ある主君が自分の意思(ないし、裁量)にもとづいて家臣に(所領を)封与した場合」と対比しつつ)、「主君がレーン法廷の判決をもって強制されて、所領を(彼の家臣に)封与せざるをえなかった場合」は、「たとえ……彼(＝主君)がその所領についての彼の家臣の保障人になりえない(＝彼の家臣を保障できなかった)としても、(主君には責任がなく)、それについて主君は彼の家臣に補償するに及ばない」、という趣旨の規定がある。同じように、レーン法56・4のこの件も、「(男性)家臣」が「レーン法廷の判決をもって強制された場合」は、たとえ彼が「女性の意に反して」所領を(誰かある家臣に)封与(＝又授封)したとしても、彼には責任がない(この場合、「後見人」の立場ないし責任に反することを行ったことにはならない)、という考え方を前提にしたものである。

11) ここまでの件が、前註・9と10で述べた二つの場合には、「(男性)家臣」は(前註・8までの件で述べられているのとは異なり)「女性の意に反して」でも(所領を家臣に)(又)授封することができる(ないし、しなければならない)、という趣旨であることは言うまでもないが、これは――前註・4，6，8までの件で述べられていたことと同じく――、(「女性」と共同で所領を受領した)「(男性)家臣」が「女性」の「後見人」の立場にあること(前出レーン法56・2、註・3を参照)の論理的帰結である。なお、後出レーン法75・1とも比較されたい。

12) この件は「ドイツ語第2版」(Ordnung Ib)のテキストで補足されたものであるが、それが「第2版」の補筆者による前註・9(an kumt)までの件の誤読にもとづくものであることについては、同註を参照されたい。また、「第2版」の著者をめぐる(＝それは、通説的理解とは異なり、アイケ自身ではありえないのではないか、という)問題については、石川「アウクトル・ヴェートゥスとザクセンシュピーゲル――ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史についての一考察――」、「法制史研究」52号(2003年)(以下、石川「AV と SSP」と略す)、38頁、註・70、および、(そこでも挙げた)前出レーン法30・1、註・1、7、(特に)8、および、33・3、註・4を参照されたい。ただし、このレーン法56・4末尾における補足は、(上述したように、同条、註・9までの件の誤読にもとづくものであるが)、「(男性)家臣」が

「女性」の「後見人」の立場にある（にすぎない）ことを強調するものであり、その意味ではむしろ次のレーン法56・5において、「（男性）家臣」は ledich gut と（特に）swat dar ledich an wert（とりあえず、前註・9を参照）を「女性の同意を得て」封与（＝又授封）することができる（特に彼が「女性の同意」を得なければならない）、とされていることの（法的）根拠の説明としては参考になるであろう。ひきつづき次のレーン法 56・5 を参照されたい。

56・5　それ（＝所領）についてのゲディンゲ（gedinge）、[1] および、自由な所領（ledich gut）（＝自由な、すなわち（又）授封されていない状態で、主君から彼等に封与された所領）[2] を、またそれについて自由になる（ないし、なった）いずれのもの（swat dar ledich an wert）（＝彼等から（又）授封された後に、彼等の家臣が封相続人なしに死亡したなどの事由により、彼等の手に戻ったいずれの所領）[3] をも、彼（＝男性家臣）は女性の同意を得て（彼等の家臣に）封与（＝又授封）することができる、[4] 彼等二人が（ないし、彼等は二人で）その所領について完全なレーン法（上の権利）（特に又授封権）（en vul lenrecht）[5] を総手的に（＝共同で）（mit gesamender hant）（具体的には、二人がその手を組み合わせ同時に主君の開かれた手の中に置いて）[6] 受領したからである。[7] すなわち、彼（＝男性家臣）は（主君からの）授封（lenunge）[8] とヘールシルト（＝レーン能力）をもち、そして彼女（＝女性）は同じ授封（lenunge）[9] と（所領の）占有（権）（de gewere）[10] をもっているので（ないし、もっているからで）ある。[11]

1）gedinge の語については、前出レーン法５・１（註・３）、および、後註・７を参照されたい。

2）この ledich gut は、次註・３の箇所の「それについて ledich になるもの」と区別されていることから、彼等（＝男性家臣と女性）が主君から所領を共同で授封された時点で、いかなる（彼等の家臣になるべき）者にも封与されていない（したがって、彼等が（それを望めば）直接にレーンとして占有・支配することもできる）所領を指す、と解される。この点については、次註・３、および、前条レーン法56・４、註・９を参照されたい。

3）この swat dar ledich an wert は、補訳を加えたように、彼等から家臣に（又）授封された後に、家臣が封相続人なしに死亡したなどの事由により彼等の手に戻った所領を指しているが、前出レーン法56・４（註・９の箇所）の dat ene verlegen an kumt、すなわち、（主君から彼等に授封された時点で）すでに（前の主君から）彼等の家臣（になるべき者）に封与されていた所領とは異なり、すぐ後（註・４の件）で、

男性家臣がそれを(家臣に)封与するためには「女性の同意」を必要とするものの中に数えられていることを見落としてはならない。ひきつづき次註・4を参照されたい。

4) ここまでの件は、前条レーン法56・4(註・8の箇所)で、(「彼はそれについて(=その所領を)女性の意に反して封与(=又授封)することをえない」と)ネガティブな形で述べられていたことを、ポジティブな形で(やや厳密に)言い直したものであることに注意されたい。この点についても、前条レーン法56・4、註・4を、また、これを「やや厳密に」と評価し(ないし、としか評価しなかっ)た理由については、ひきつづき次註・5と7を参照されたい。

5) この箇所の(en) vul lenrecht (an deme gude)の語は、字義通りには、「(その所領についての)完全なレーン法上の権利」(ないし、その所領を完全にレーンとして占有・支配することができる権利)と受け取られかねないが、具体的にいかなる「権利」を指しているか(ないし、指しうるか)を(厳密に)考えてみる必要がある。

前出レーン法2・2(=AV1・5)(ただし、本稿(6)、1306頁、レーン法31・2、註・8における訂正を参照されたい)によれば、ある主君がヘールシルト(=レーン能力)を欠く者の一人に所領を封与した場合、所領を封与された者は(したがって、このレーン法56・5の「女性」が単独で主君から所領を受領した場合にも)、(その主君に対する関係においては)「その所領についてのlenrechtをもつ」が、「それを彼等の子(たち)に相続させることはなく、また(彼等)自身はもう一人の(=新しい、ないし、上級)主君に対するvolge(=授封更新請求権)を欠く」。この場合、彼等(ヘールシルトを欠く者)のもつ(所領についての)lenrechtに所領の「相続」権と授封更新請求権が含まれていないことは明らかであろう。

もちろん、このレーン法56・5の「女性」は、主君から(単独で所領を授封されるのではなく)彼女の「後見人」である「(男性)家臣」と「共同」で所領を受領している(前出レーン法56・1と56・2を参照)。この「共同授封」によって所領についての彼女のもつlenrecht(=レーン能力)はどのように変った(ないし、補強された)のか。前出レーン法56・1によれば、この場合(ヘールシルトをもち、「女性」のために所領のゲヴェーレ(=占有権ないし管理権)を受領した)「(男性)家臣」は(主君交替の際の)所領の「授封更新請求権」をもっているから、「彼等二人は」(あるいは、「女性」は「(男性)家臣」を介して「実質的には」)所領の「授封更新請求権」をもつことができるようになる。しかし、所領についての「女性」の「相続」権のことは、前出レーン法56・1～56・4の諸条項ではまったく触れられておらず、レーン法56・2は、「女性」が死亡した場合について、「(男性)家臣」が「後見のために(ないし、後見人の地位にもとづき)(主君から)受領した彼(へ)の授封は終了する」、としている。これは、「女性」が(「後見人」である)「(男性)家臣」と共同で所領を受領した場合にも、彼女には所領の「相続」権(=封(レーン)相続人に所領を相続させる権利)が依然として欠けていることを自明の前提としたもの、と解さなければならない

であろう。

以上の行論が誤っていなければ、レーン法56・5のこの箇所では、「女性」が（そして、もちろん「後見人」である「（男性）家臣」も）所領の「相続」権を欠いているにもかかわらず、「彼等二人が（ないし、彼等二人で）その所領について完全な lenrecht を（総手的に＝共同で）受領した」、と言われていることになる。彼等が所領についてもつ lenrecht は――「相続」権がないのに――なぜ「完全な」（もの）と言えるのか。この疑問については、ひきつつき後註・7を参照されたい。

6）mit gesamender hant という表現は、すでに前出レーン法32・1（註・1の箇所）で用いられている。同条・本文への補訳、および、同註を参照されたい。（ただし、同註には、AV にはこれに対応する表現が（まだ）見られない、ということを補足しておきたい）。

7）この（註・4の後）「彼等二人が……」から始まる一文は、前註・5で指摘したように、（彼等二人には所領の「相続」権が欠けているにもかかわらず）なぜ vul lenrecht と言えるのかという疑問を抱えている。それについてまず明確にしておかなければならないのは、この文はもともと、「（男性）家臣が女性の同意を得て、gedinge と ledich gut、および、swat dar ledich an wert を、（彼等の家臣に）封与（＝又授封）することができる」（前註・1～4を参照）ゆえんを説明しようとしたものである、ということである。しかし、こうした説明（ないし、理由づけ）にも次のような疑問がつきまとう。すなわち、「（男性）家臣」が（それらの所領を）「女性の同意を得て封与することができる」（ないし、女性の同意を得なければ封与することができない）のは、直接には、彼が彼女の「後見人」としてその所領を「女性のために」受領した（前出レーン法56・1と56・2を参照）ことによるものであって（この点については、前条レーン法56・4、註・12で、同条への「ドイツ語第2版」における補足について述べたことをも参照されたい）、「彼等二人がその所領について vul lenrecht を（共同で）受領したこと」（が仮に前提になっているとしても、そのこと）とは（直接の）関係がないのではないか、という疑問がそれである。現に、前註・5で触れた前出レーン法2・2（AV 1・5）によれば、（ほんらい）ヘールシルトを欠く者（したがって、このレーン法56・5の「女性」）がある主君から（単独で、つまり「後見人」なしに）所領を授封された場合でも、その者は（したがって、本条の「女性」も）その所領についての lenrecht をもつとされており、その場合、この lenrecht には所領を（レーンとして直接に占有・支配するだけでなく）自分の家臣に（又）授封する権利も含まれている、と推定することができる（同条への註・2を参照）。さらにこの推定は、前出レーン法2・6（＝AV 1・7）によっても裏づけられる。すなわち、そこでは、「ヘールシルトについて完全なある家臣が、聖職者から、または女性からあるいはヘールシルトをもたない誰かから（所領を）授封されるならば（ないし、された場合）、彼はもう一人の（＝新しい、ないし、上級）主君に対してその所領の授封更新を求めることをえない」とされていて、「女性」による所領の（又）授封（が可能で

あること）が前提されているからである。

しかし、私見によれば、このレーン法２・６には、同時に上述した（このレーン法56・５をめぐる）疑問を解く謎も秘められている。すなわちそこでは、ひきつづき「ただし、ある聖職者またはある女性が選挙によってライヒの所領を受領し、それをもとに（あるいは、それによって）ヘールシルト（＝レーン能力）を取得する場合」は例外で、「その所領を彼等は（彼等の家臣に）封与（＝又授封）することができ、また（ないし、しかも）人（＝それを授封されたヘールシルトについて完全な家臣）はその所領の授封更新をもう一人の（＝新しい、ないし、上級）主君に求めることができる」、とされている。それをもとにして類推してみると、「女性」が「（男性）家臣」と共同で所領を受領するこのレーン法56・５のケースにおいては、「女性」が「後見人」＝（ヘールシルトについて完全な）「（男性）家臣」を介して所領を（家臣に）（又）授封した場合、それによって「女性」には欠けている「ヘールシルト」が補足されたことになり、所領を（又）授封された（又）家臣は（たとえば、「女性」が死亡した場合に）上級主君（＝「女性」の主君）に対して所領の授封更新請求権をもつ、と考えてよいであろう。つまり、著者アイケは、この場合には vul lenrecht を認め、「彼等二人が（ないし、彼等二人を合わせると）、特に所領の（又）授封についての権利は完全な形でもっており、したがって、彼等から、あるいは、「後見人」である「（男性）家臣」を介して「女性」から、所領を（又）授封された（彼等の）家臣も、その所領について、たとえば「女性」が死亡した場合、上級主君（＝「女性の主君」）に対して所領の授封更新請求権をもつ、という含意をこめてこの語を用いたのではないのか。上掲・邦訳に「特に、又授封権」という補訳を加えたのは、以上のように考えたからである。

最後に、念のために、併せて次のことを指摘しておきたい。（ほんらいヘールシルトむを欠く）「女性」が（「後見人」である「（男性）家臣」を介してではあれ）実質的に所領についての gedinge を封与（ないし、又授封）することができる、ということを明示的に述べているのは、このレーン法56・５が最初であり、またこの条項だけである。上述したように、「女性」が単独で主君から授封された所領を（自分の家臣に）（又）授封した場合には、「女性」が死亡した時、（彼女の）家臣はその所領についての授封更新請求権をもたないから、所領は（「女性」に授封した）（上級）主君の手に戻る。しかし、「女性」が —— この条項のように ——「（男性）家臣」と「共同で」所領を受領した上で、それを（「（男性）家臣」を介して）家臣に授封した場合には、上述したように、女性が死亡した時、それを授封されていた家臣は上級主君（＝「女性」と「（男性）家臣」に共同授封した彼等の主君）に対して授封更新請求権をもつことになる（と推定される）。gedinge については、前出レーン法５・１（＝AV１・19）に「gedinge には（いかなる）volge もない」と明記されていることからも明らかなように、「女性」が単独で主君から受領した所領についての gedinge を彼女の家臣に封与していた場合には、家臣は（「女性」にその所領を封与した）上級主

君に所領の授封更新を求めることができない。しかし、「女性」が――この条項のように――「(男性) 家臣」と共同で所領を条項した上で (彼を介して) (彼等の) 家臣にその所領についての grdinge を封与した場合にはどうなるのか、ということが問題になるであろう。次のレーン法57・1から始まる一連の条項においては、まず57・1が「女性」も gedinge を受封できることに触れているが、それだけでなく gedinge を封与されていた家臣の授封更新請求(権)の問題を扱っていることが注目される。

8) この場合、「授封」(de lenunge) の語は、次註・9の箇所で「同じ授封」(de selven lenunge) と言われていることからも明らかなように、(直接には)「主君による所領の共同授封」(の行為そのもの) を指す、と解される。ひきつづき次註・9を参照されたい。

9) この「同じ授封」(de selven lenunge) については、前註・8を参照されたい。因みに、後出レーン法59・3では、「(主君による) 授封のないすべての were (=所領の (レーンとしての) 占有・支配) は不法 (unrecht) である」、と述べられている。つまり、主君から所領の授封を受けなかった家臣は、たとえ所領を (事実上) (レーンとして) 占有・支配していても、そのための「権利」(ないし、権原) を欠いているのであって、そうした家臣は (主君に異動が生じた際に、新しい、または、上級主君に) その所領の授封更新を求めることができず、また、(適法には) その所領を (自分の) 家臣に (又) 授封することもできないのである。ひきつづき次註・10および後註・11を参照されたい。

10) 前註・9に挙げた後出レーン法59・3 (の一節) によれば、この箇所の gewere の語は、(女性も主君から所領を授封されているので、当然、それについての「占有権」をもっており、そうした含意がこめられているにせよ)、「所領を (レーンとして) 占有・支配している事実」に力点を置いたものと解される。ただし、ひきつづき次註・11を参照されたい。

11) この最後の一文に関連して、次のような疑問が生まれる可能性がある。すなわち、前出レーン法56・1では、(ほんらい) ヘールシルトを欠く「女性」が (後見人である)「(男性) 家臣」と共同で (主君から) 所領を受領すれば、「彼等の主君が死亡する場合、彼 (=男性家臣) がそれ (=共同授封された所領) についてもう一人の (=新しい、ないし、上級) 主君に対して授封更新を求めることができる」とされ、その根拠として、「(男性) 家臣はヘールシルトをもち、また女性のために (van der vrowen halven) その所領について de gewere を受領し (=その所領を占有ないし管理し) ているからである」、ということが挙げられている。ところが、このレーン法56・5末尾の一文では、(lenunge と合わせて) gewere をもつとされているのは「女性」(本人) だけであり、(後見人である)「(男性) 家臣」は (lenunge のほかに) herscilt (だけ) をもつとされていて、彼が所領についての gewere をもつことには触れられていない。これは、van der vrowen halven の語が (やはり)「その女性から」とい

う意味であり、(男性) 家臣は所領についての gewere を (女性から託されただけで) 主君から直接には受領していないことによるのではないか、という疑問がそれである。

しかし、こうした理解は、すでに前出レーン法56・1、註・3で指摘しておいたように、同条 (註・1の箇所) の「(男性) 家臣がある女性とともに (共同で) 所領を受領する」という想定と矛盾するし、このレーン法56・5 (前註・6の箇所) で、(「女性」に対する所領の授封に「(男性) 家臣」が単に「後見人」として立ち会うのではなく)、「彼等二人が (所領についての完全な lenrecht を) 総手的に (つまり、二人がその手を組み合わせて同時に主君の開かれた手の中に置いて) 受領した」、と言われていることによって、「(男性) 家臣」も女性とともに (主君の家臣として、あるいは、主君の家臣になって) 所領を受領し、それにもとづいて (彼女の「後見人」として、「彼女のために」ではあれ) 所領を占有・支配していることがさらに裏づけられるであろう。しかし、この「(男性) 家臣」が所領についてもつ gewere は、彼自身のためのものではなく「女性のため」のものである。そこで著者・アイケは、本条のこの件で、(前出レーン法56・1のように、二人が主君に異動が生じた際に、新しい、ないし、上級主君に対して所領の授封更新を求めることができる、ということではなく)、「後見人」である「(男性) 家臣」が (「女性」に代って) 所領を彼等の家臣に (又) 授封するには「女性」(本人) の同意が必要である、ということの理由を説明するためには、「女性」(本人) のもつ gewere にだけ言及すれば足りる (あるいは、その方が分かりやすい)、と考えたのではないか。

この件の解釈については、さらに、(この場合)「女性」の「後見人」にな (りう) るのは誰か、という問題を考えておく必要もあろう。「ラント法」によれば、「女性」には必ず「法定後見人」がある。すなわち、「妻」(＝結婚している女性) の (法定) 後見人は「夫」であり、「娘」(＝未婚の女性) および「夫を失った女性」(＝大部分は寡婦、例外的に離婚した女性) の (法定) 後見人は (同等出生身分の)「最近・最年長の剣親 (＝男系・男性親)」(＝最も多くの場合、父ないし (長) 兄) である (ラント法1・45・1、3・45・3、1・23・1、1・23・2を参照)。このレーン法 (56・1から) 56・5までの諸条項に登場してくる「(男性) 家臣」は「女性」の (こうした)「法定後見人」に限られるのか、あるいは、それ以外の者でも「女性」の (レーン法上の)「後見人」として彼女と共同で所領を受領することができるのか、という問題がそれである。

この問題について、今のところ私は、この「女性」と共同で所領を受領することのできる「(男性) 家臣」は (ラント法上の)「法定後見人」に限られる、と考えている。理由 (の主なもの) は以下の通りである。① 前出レーン法26・2、(特に) 26・3、26・5、26・6などの諸条項において成熟期以前 (＝満12歳未満) の子の「後見人」に言及されている場合、それは (後出③の場合を除き)「法定後見人」を指していること。②「後見人」の問題は (ほんらい) ラント法に属する問題であり、

（したがって）、①に挙げた諸条項においても、「法定後見人」が誰か（具体的には、子の最近（ラント法1・45・1を参照）・最年長の剣観である――ラント法1・23・1を参照）については（立ち入って）論じられていない（＝自明のことして前提されている）こと。③前出レーン法26・1では、成熟（＝満12歳）に達した子でも、成年（＝満21歳）に達していない限り、レーン法廷において訴えられた場合、「ある（同じ主君の）家臣」を「後見人」としてもちうる、としているが、こうした（訴訟のための）「後見人」については、それが「法定後見人」でな（くても良）いことがそれと分かるように記述されている（のに、レーン法56・1～56・5の諸条項にはそうした記述がない）こと。④「ラント法」でも、娘（＝未婚の女性）および妻女（＝現に結婚している、あるいは、結婚したことのある女性）は、いずれの訴訟に際しても後見人をもたなければならず（ラント法1・46）、（法定）後見人がその場に居合わせず、あるいは、女性が（法定）後見人を訴える場合、裁判所が後見人を与えたり、あるいは、裁判官自身が後見人になったりするが、その場合にも、こうした後見人が法定後見人でないことはそれと分かるように明記されていること（ラント法1・41、1・43、1・44を参照）。⑤後出レーン法75・1では、「女性の盟友」（der vrowen vrund（＝der Frau Freund））である「（男性）家臣」が「女性」と文字通り「共同で」（＝均等なゲヴェーレをもって）所領を受領する場合が、（このレーン法56・1～56・5と同一のケースであると目される）「（男性）家臣がそれ（＝所領）を女性の手へと（to der vrowen hant）受領した」場合と明確に区別されていること、などがそれである。なお、この問題については、後出レーン法59・1～59・3、および、レーン法75・1との関連においてさらに検討するので、それら諸条項（の訳註）をも参照されたい。

270

57・1[1] [a]ある主君が[b]男性または女性（の家臣）に、[b)・2)] ある（別な）家臣の（＝ある（別な）家臣が現にレーンとして占有・支配している）所領についてのゲディンゲ（gedinge）（予約）[3] を封与し、その後、それ（＝その所領）をゲヴェーレの中にもつ（in geweren hevet）（＝それをレーンとして占有・支配している）[4] かの者（＝別の家臣）が死亡する（ないし、した）ならば、[a) c)]その所領のゲヴェーレ（＝占有権）（de gewere des gudes）[5] は、ゲディンゲ[3] が封与されていた者（＝女性または男性の家臣）に帰属した（is irstorven）[6] ことになる。[c)・7)] [d)]（それ）以前にはそれ（＝その所領）は、それ（＝その所領）をゲヴェーレの中にもっていた者（de dat in geweren hadde）（＝レーンとして占有・支配していた（別な）家臣）が封（レーン）

相続人(=息)なしに死亡した時に(自分の所領(レーン)として占有・支配することができる)、というゲディンゲ(予約)の下における(under gedinge)、また、(そうした)条件の下における(under deme bescede)(=そうしたゲディンゲまた条件のついた)彼(=ゲディンゲを封与された家臣)のレーンであった(が)、その(所領を占有・支配していた)者が死亡した時、それ(=その所領)は(そうした)ゲディンゲや条件なしの(ane dinge)(=ゲディンゲや条件のつかない)[9] 彼のレーンになった(was)ので(ないし、なったからで)ある。[d)·10] [e)](ただし)、彼(=ゲディンゲを封与された家臣)が主君に、彼(=主君)がそのこと(=その所領についてのゲディンゲを封与したこと)を承認しない(=否認する)場合、彼(=家臣)の法定年期内に[11] [f)]彼(=主君)がそれ(=その所領)を彼(=家臣)にゲヴェーレなしに(sunder gewere)(=直ちに占有・支配させることなく、それについてのゲディンゲだけを)[12] を封与した時に、その授封を(実際に)見また聞いた(=目撃した)彼(=同じ主君)の家臣二人の証人とともに(自分とも3人の証人によって)[f)·13] その(所領についてのゲディンゲを彼=自分に封与した)ことを想起させる(ことができる)(innere)限り。[e)·14]

AV 1・21(再掲)[15] [a)]所領を占有(possessio)の中にもつ(=現にレーンとして占有・支配している)[16] 者が死亡する(ないし、した)場合、[a)] [e)]前述のような形で(その)レーンについて第2の(=次位にある)者(secundus in beneficio)(=ゲディンゲを封与されていた者)[17] は、6週と1年以内に[18] 彼の主君の許へ赴いて、彼(=自分、家臣)に封与されたレーン(=そのレーンがゲディンゲの形で封与されていること)を承認するよう(主君に)請うべきである。(主君がそのことを)なす(=承認する)限り、(家臣の)証言(ないし、証人による立証)は必要がない。しかし、主君が家臣に(そのことを)否認するならば、家臣は第3(番目)の者(=証人)として証言する(=自分とも3人の証人によって立証する)(ことになる)。[e)·19]

AV 1・22(再掲)[15] (もし)自分が(そのゲディンゲの)封与を見また聞いた旨証言できない者(があれば、その者)は証言(ないし、証人による立証)から却けられるべきである。[f)·22]

1) この条項は、後註で述べるように、(重要な)「改訂」や「補足」を施されているものの、基本的にはAV 1・21と1・22に対応する、と考えられる。そのうちAV 1・22はレーン法5・2(の一部)に対応しているので、これらAVの両条項はす

でに前出レーン法５・２の後に邦訳を掲げてあるが、比較・対照の便宜のためにこのレーン法57・１の後にも再掲することにする（ただし、一部邦訳を改めた箇所がある）。

以上のことは、本稿におけるザクセンシュピーゲル（テキスト）成立史に関する作業仮説（＝AVは「レーン法」のラテン語版原本である、という想定――以下、「原本説」と略す）を前提にすれば、AVでは（レーン法５・１に対応する）１・20と（レーン法５・２の前段に対応する）１・23の間に位置していたAV１・21が、「レーン法」では大幅に後方に移されたことになる。「レーン法」ではAVに対応条項のある条項の位置が（AVにくらべて）このように大幅に移されている例はきわめて例外的であり、このレーン法57・１のほかでは、（AV１・103に対応する）前出レーン法13・１が大幅に前方に繰り上げられているだけである。したがって、このレーン法57・１については、当然、なぜこの条項は（AV１・21とくらべて）大幅に、しかもこの位置に移され（なければならなかっ）たのか、ということが問題にならざるをえない。この問題については、石川「AVとSSP」（前出レーン法56・４、註・12を参照）、12頁以下において（AV１・103→レーン法13・１のケースともども）論じておいたのでそれを参照されたいが、（その問題に関連する）「レーン法」（57・１）とAV（１・21、１・22）のテキストの間に見られる相違（＝「原本説」の立場からは前者における後者の「改訂」ないし「補足」）については、以下においても（同論文において触れなかった点をも含めて）逐一検討することにする。

2）ａ－ａの件は、基本的には、AV１・21のａ－ａの件に対応しているが、そのうちこのｂ－ｂの件は、AVには姿を見せず、「レーン法」で（新たに）補足された（と目される）ものである。ここでは、wif oder manne の語によって、「女性」にもゲディンゲ（の権利）が授封され（う）ることに言及されているが、それは（ザクセンシュピーゲル成立史との関連において）次の二つの点で重要である。①（ほんらい）ヘールシルト（＝レーン能力）を欠く「女性」に対する所領（レーン）の授封（および、それに伴う「女性」のレーン法上の「権利」）は、「レーン法」（だけにあってAVにはなく、したがって前者）において「補足」された（と目される）箇所で扱われている重要な主題の一つに数えることができるが、そうした「女性」に関する「補足」は「ラント法」における「女性」の法的地位の省察にもとづいて行われた、と推定されること（この点については、石川「ヘールシルト制」（１）、1381～1388頁、（２）、56～64頁、（４）、877～883頁を参照されたい）。②この条項の直前に位置し「レーン法」で補足された（と目される）レーン法56・５では、「女性と（その後見人である）（男性）家臣に対する共同授封」が行われた場合、「女性」は（後見人である）「（男性）家臣」を介してではあれ（実質的には）主君から（共同で）授封された所領についての「ゲディンゲ」（の権利）を（家臣に）授封することさえできる、とされている（同条への註・４までの件、および、註・11を参照）。この条項とのつながりから言えば、（AVの１・21の位置から）この直後に移されたこのレーン法57・１の冒頭に、「女性」

も所領についてのゲディンゲ(の権利)を受封することができる、という趣旨のことが補足されていることはむしろ自然なことであり、あるいは、逆にそのことが補足された以上、(もともとAV1・21に対応していた)レーン法57・1はこの位置(=56・5の直後)に移されるのが最も適切であった、と言えるであろうこと。これら二つの点はいずれも、(もともと「レーン法」→「ラント法」の順で書かれていたラテン語版原本がドイツ語に移されて)「ドイツ語版・ザクセンシュピーゲル」が成立した際に(は)、「ラント法」→「レーン法」の順に変えられ(てい)た、ということを強く示唆するものである。

3) gedingeの語については、前出レーン法5・1(=AV1・19、1・20)と同条への註・3、および、本条(=レーン法57・1)、後出d－dの件と後註・10を参照されたい。

4) この箇所のgewereの語は、AV1・21(註・16の箇所)のpossessioに対応しており、前出レーン法5・1(註・2の箇所)のそれと同じくgedingeと対比されているので、(もちろん主君から授封された上でのことではあるが)所領を「占有」(・支配)している事実、という含意が強い。

5) この箇所のgewereの語は、所領を現に占有・支配していた家臣が死亡した場合、所領のgewereが直ちに(あるいは、自動的に)gedinge権者に帰属する、とされていることから、むしろ「占有権」の含意が強い、ということに注意することが必要である。ひきつづき次註・6と後註・7、および、本条の後段と後註・14を参照されたい。

6) irstervenの語については、前出レーン法18、註・5で述べたことを参照されたいが、この箇所の場合、特にそれがis irstorvenと現在完了形になっていることに注意する必要がある。この点については、ひきつづき次註・7を参照されたい。

7) このc－cの件は、(対応するAV1・21には見られず)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、特に(前註・6で指摘したように)irstervenの語が現在完了形で書かれていることによって、(それまで)所領を占有・支配していた(別の)家臣が死亡した場合、所領の占有権は直ちに――主君による「承認」を待つまでもなく――ゲディング権者に帰属することが強く示唆されている。なお、こうした解釈は、後註・14で改めて述べるように、本条・後段(e－eの件)をAVの対応箇所(e－eの件)と比較し、さらに後出レーン法57・3を参照することによっていっそう補強される。

9) gedingeの語は、前出レーン法31・1、註・2で述べたように、もともと(動詞の)dingen(=約定する)の語から来た名詞と考えられるが、ここで用いられている(名詞の)dingeの語もVertragの意味で用いられることがあるから(M. LEXER, Mittelhochdeutsches Handwörterbuch, Bd. I, Sp. 434)、この箇所のane dingeの語は文言上はohne Gedingeを意味すると(も)解されるが(Vgl. Hi., S. 156)、直前のunder gedinge unde under deme bescedeとのつながりをはっきりさせるため、敢えて「ゲディ

ンゲや条件なしの」と訳しておいた。

10) このｄ－ｄの件は、(対応する) AV 1 ・21にはなく、レーン法57・1で補足された(と目される)ものである。ただし、その前段(「……彼のレーンであった」まで)、gedingeの「定義」にかかわる件の論旨は、(実質的には)すでに前出レーン法5・1(=AV 1 ・19)で述べられていたことであり、(AV 1 ・21に対応する)レーン法57・1が大幅に後方へ移されたので、念のためにそれを繰り返したものと考えられるが、その後段(=「その者が死亡した時、……」)は「レーン法」で(まったく)新しく補足されたものであり、しかも(「その者が死亡した時」)、「それ(=所領)はゲディンゲや条件なしのレーンになった(was)」と、過去形の動詞(was)が用いられていることが注目される。この点については、前註・6と7、および、後註・14を参照されたい。

11) この「彼(=家臣)の法定年期内に」というのは、AV 1 ・21(註・18)の対応箇所から(も)、具体的には「6週と1年以内に」のことである、と推定されるが、これについては、(レーン法57・1における論旨の「改訂」の結果)後註・14で述べるような問題が生ずることに注意されたい。

12) この箇所のsunder geweremの語が、(補訳の後段にあるように)、実質的には(その所領についての)「gedinge(だけ)を」の意味であることは文脈上明らかであり、したがってこの場合、geweremの語は(補訳の前段で「直ちに占有・支配させることなく」と補っておいたように)、(主に)事実としての(レーンの)「占有」(・支配)という含意をもつと考えられるが、念のため、gedingeには、定義上――(少なくとも)現に所領を占有・支配している(別の)家臣が死亡するまで(の間)は――、所領の「占有権」も含まれていない、ということを指摘しておきたい。ひきつづき次註・13をも参照されたい。

13) ｅ－ｅの件は、AV 1 ・21のｅ－ｅの件をもとにし、それに「改訂」・「補足」を加えた、と考えることのできるものであるが、そのうちこのｆ－ｆの件は、AV 1 ・21には見られないものの、次の(同じｆ－ｆの記号を付しておいた)AV 1 ・22に書かれていたことを、表現を一部変えて、(AV 1 ・21に対応する)このレーン法57・1に組み入れた、と目されるものである。しかし、この点については、次の二つのことに注意しなければならない。①「レーン法」では、このAV 1 ・22の論旨に対応すること(つまり、この場合の証人は、「目撃証人」でなければならないこと)は、すでに前出レーン法5・2(の後段)でも述べられているが、(AV 1 ・21に対応する記述がそっくりこのレーン法57・1に移された結果)、そこでは(前段で述べられている、家臣が所領を現に占有・支配している場合についても)証人の数には言及されていない。②「レーン法」では、(その代り)、「目撃証人(である同じ主君の家臣)二人と自分とも3人による立証」が、(主君が家臣を承服させるための立証方法として)、前出レーン法46・1にはじめて、しかし証人の数にも言及した明確な形で姿を見せる。これに対して、それに対応するAV 1 ・107・ｂ～1 ・109では、(・

般的な形で)主君の「証人による立証」について語られているだけで、証人の人数、および、それが「目撃証人」でなければならないことについては言及されていない。これらの二つのことは、いずれもAV1・21と1・22が「レーン法」で(改訂された上で)レーン57・1として(大幅に)後方へ移されたことによって生じた相違として理解できるものであるが、それによって、特に「レーン法」を最初から通読してきた読者は、57・1のこの件によって、この場合、主君と家臣が(レーン)法廷で争っていることを(AV1・21や1・22におけるよりも)はるかに強く印象づけられるであろう。ひきつづき次註・14を参照されたい。(なお、「目撃証人二人と自分とも3人の証人による立証」が、(単に主君が家臣に対して立証する場合だけでなく)、家臣が主君に対して(レーン法廷で生起したことを)立証する場合にも用いられることは、「ラント法」において(ラント)法廷で生起したことを証明する手続として述べられていることを参照することによって確認することができる。この点については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV1・86、註・3を参照)、1498頁以下を参照されたい)。

14) 前註・13で述べたf－fの件の補足を別にして、レーン法57・1のe－eの件をAV1・21の対応箇所(e－eの件)と比較すると、両者の間には次の二つの(重要な)相違が認められる。①それまで所領を占有・支配していた(別の)家臣が死亡した場合、AVでは、ゲディンゲ権者は「6週と1年以内に、彼の主君の許へ赴いて、彼に封与されたレーンの承認を求め」なければならない、とされているのに対して、「レーン法」ではそのことは(少なくとも明示的には)述べられていない。②それに対応して、家臣が主君に対してゲディンゲの封与(ないし、所領をゲディンゲの形で封与したこと)を「想起」させるための(証人による立証の)手続をとらなければならないのは、AVでは、家臣が主君の許へ赴いてゲディンゲ(ないし、所領)の封与の承認を求めたのにそれを否認した場合、とされているのに対して、「レーン法」では、こうした限定は見られず、(単に)「彼(=主君)がそのこと(=ゲディンゲの封与)を承認しない(=否認する)場合」とされているにすぎない。この「相違」は何に由来し何を意味するのであろうか。

「レーン法」でも、(前註・11の箇所で)「法定年期」に言及されているから、それまでの占有者が死亡した場合、ゲディンゲ権者は必ず主君の許へ赴いてその承認を求めることが前提されており、そのことはたまたま(自明のこととして)省略されているにすぎない、と解することも可能であるように見えるかも知れない。しかし、「レーン法」では、(新たに「補足」された)前出c－cおよびd－dの件で、それまでの占有者が死亡した場合、所領の占有権は直ちに(ないし、自動的に)ゲディンゲ権者に帰属する、という趣旨のことが強調されていること(前註・7と10を参照)を考えると、著者・アイケは、「レーン法」ではAVにおける見解を改めて、それまでの占有者が死亡した場合、ゲディンゲ権者は(あらかじめ主君の「承認」を求めることなく)直ちに所領を占有・支配することもできる、という見解を

採（るにいた）った、と解するのが正しいのではないか。こうした私見は、後続のレーン法57・2（特にそれへの註・6を参照）、および、特に57・3で述べられていること（＝ゲディンゲ（および、wardunge）を封与されていた家臣が主君よりも先に所領を占取し、それについて主君から問責されても、直ちに所領についての「権利」を立証することができれば、主君に対して不法（行為）を働いたことにはならない、という趣旨のこと）によって支持される。なお、前註・1でも述べたように、レーン法57・1の位置が（AVにおける対応条項のそれから）大幅に移された理由も、「レーン法」におけるこうした見解の「改訂」を前提とすることによって、より良く理解することができるであろう。この点については、（前註・1でも挙げた）石川「AVとSSP」、12頁以下を参照されたい。

15）前註・1を参照。
16）前註・4を参照。
17）前註・3を参照。
18）前註・11を参照。
19）前註・14を参照。
20）前註・1と13を参照。
21）前註・12と13を参照。
22）前註・14を参照。

57・2[1]　（いつであれ）所領をゲヴェーレの中にもつ（in geweren hevet）（＝主君から授封され、レーンとして占有・支配している）[2]家臣が封（レーン）相続人なしに死亡する（ないし、した）場合、主君はそれ（＝所領）を占取（して直接にレーンとして占有・支配）する（sek underwinden）[3]ことができる、もし彼が次のことを、すなわち彼（＝自分）がそれ（＝その所領）についてのゲディンゲ（gedinge）[4]をかの者（＝家臣）（jeneme）[5]に封与したことを、想い出さ（ないし、想い出せ）ないのであれば。[6]

1）念のためにあらかじめ一言すると、この条項はAVに対応条項がなく、「レーン法」（ドイツ語第1版）で――前条レーン法57・1の（大幅な）位置の移動や「改訂」・「補足」、および、後続のレーン法57・3（以下の諸条項）の「補足」と同時に――新たに書き加えられた（と目される）ものである。このレーン法57・2だけを率然と読むと、この条項は何の変哲もない当然自明のことを述べているにすぎない、と受け取られる向きも少なくないのではないか、と思われるが、なぜそうした当然自明のことが（わざわざ）「レーン法」で（それも前出レーン法57・1の後、後続の57・3（など）の前に）補足され（る必要があっ）たのか、という問題を考えな

がら、叮嚀に一語一語注意深く読み解いていくと、この条項が(これら前後の諸条項との関連において)どのような意味をもち、どのような役割を演じているかが、(次第に)明らかになるはずである。以下の訳註における検討、および、特に後註・6におけるその概要を参照されたい。

2) この(de dat gut) in geweren hevet という表現は、直前のレーン法57・1、註・4の箇所におけるそれ=(de it) in geweren hevet と(実質的には)まったく同じものであり、それによってこのレーン法57・2が直前の57・1とのつながりにおいてそれを補足するために書かれたものである、ということが強く示唆されている。

3) ここで、(後述するように、前出の諸条項においても用いられていたものであるが)、念のために、ザクセンシュピーゲルにおける *sek underwinden* の語の用法を(とりあえず、Text, S. 264 の Glossar der Wortformen に拠りながらひとわたり)検討し、その結果を摘記しておくと、以下の通りである。

「ラント法」では、この語の目的語は、「人」(=平和破壊者)(1・63・1)あるいは(「家畜」を含む)「動産」(2・36・2、2・40・2、3・22・3、3・43・1と2)であることが多く、それらの場合、この語は「掴まえる」・「把捉する」の意味になるが、「アイゲン」(ないし、「所領」)および(それと同じ手続で譲渡される)「体僕」が目的語であって(ないし、目的語に含まれていて)、それ(らのもの)を「占取(して、占有・支配)する」という意味になるのは、1・53・2と3・32・9の2例にすぎない(ただし、そのほかに、3・44・1には、「ローマがそれ(=dat rike)を(わがものとして手に入れ)支配する」という用例がある)。このうち、ラント法1・53・2(=「その者が(ある)(おそらく、「所領」を含む)財物を自分のものと主張してそれを訴求し、しかも彼が判決をもってそれから(=その訴えを)退けられた場合、彼がそれ(=財物ないし所領)を sek underwinden (=(アーネファング手続により)把捉、ないし、占取し(ている)ない限り、彼はそれ(=その訴え)について贖罪金なしに、また、罰金なしにすむ」)の用例に明らかなように、この語は、その法的根拠(ないし、「権原」)の有無とはかかわりなく、(ある財物ないし所領を)「把捉、ないし、占取する(ないし、している)」という行為(ないし、事実)そのものを指して用いられている、と解される。

これに対して、「レーン法」では、この語は、(「ドイツ語第1版」のテキストに限ると)、7・7、10・4、10・5、14・4、33・1、48・1、(この)57・2、(次の)57・3、65・21、65・22(3回)など、(少なくとも)10条項(12箇所)に姿を見せるが、その目的語は(実質的には)すべて「所領」(ないし、「レーン」)であって、この語は「レーン法」においてもすべて、その法的根拠(ないし、「権原」)の有無にかかわりなく、(「所領」ないし「レーン」を)「占取」(し、レーンとして占有・支配)する(ないし、している)」という行為(ないし、事実)そのものを指して用いられている。この最後の点に関連して、前出レーン法10・5(=AV1・32)の用例が特に注目される。それによって、sek underwinden の語が(法的根拠ないし「権原」の有

無にかかわりなく）所領を「占取する（ないし、している）」という行為（ないし、事実）そのものを指す、ということが明らかになるだけでなく（なお、同条への註・8で述べたように、対応するAV 1・32で用いられていたpossidereの語が、このレーン法10・5では避けられていることも、このことと無関係ではありえないであろう）、sek underwindenの語が、AVに対応条項のあるこの条項でも、「レーン法」で（新たに）補足された（と目される）箇所に姿を見せるからである。そこで、「レーン法」でこの語が用いられている箇所とAVの対応関係を当たってみると、次のようになっている。レーン法7・7＝AVには対応条項なし、10・4＝AV 1・31 (accipiat)、10・5＝（前述）対応箇所なし、14・4＝対応条項なし、33・1＝対応箇所なし、48・1＝1・113 (sibi attraxerit)、（この）57・2＝対応条項なし、（次の）57・3＝対応条項なし、65・21＝2・29 (sibi attrahat)、65・22（2箇所）＝2・30 (sibi attrahat)、同上（4箇所）＝対応箇所なし。これを概括すると、AV（対応条項）でも、すでにsibi attrahereの語（＝acquerir, s'approprier —— 前出レーン法48・1＝AV 1・113、註・7を参照）が用いられており、これがsich underwindenという表現のもとになったと推定されるが、この語は、AVの3条項・4箇所で、しかもいずれも（レーン法廷における）適法な手続を経た所領の「占取」に限って用いられているにすぎない。これに対して「レーン法」では、sek underwindenの語が（上述した）AVのsibi attrahereの語すべてに対応して用いられているだけでなく、AVに対応条項・対応箇所のない7箇所でも新たに姿を見せ、そのうちレーン法（上述した）10・5、14・4、33・1、（この）57・2（後註・6を参照）は、（所領占取の）「法的根拠」（ないし、「権原」）が（ほんらい）欠けている（ないし、少なくとも不明確な）場合にかかわって（おり、さらに、AV 1・31のaccipereという多義的な語が、レーン法10・4ではこのsek underwindenに改められ、逆に、父の死後生まれた子の「相続権」にかかわるAV 1・44のsibi attrahereの語には、（対応する）レーン法20・1で（機械的にsek underwindenが宛てられることなく）、beerven（＝vererben auf）の語が宛てられて）いる。

以上のことから、「レーン法」におけるsek underwindenの語は、AVのsibi attrahereをもとにしてはいるものの、「ラント法」における（「所領」に関する）用例を介して、特に「レーン法」で、そのための法的根拠（ないし、「権原」）の有無にかかわりなく、所領を「占取（し、レーンとして占有・支配）する」行為（ないし、占取している事実）そのものを指す「術語」としての性格を明確にするにいたったもの、と推定することができよう。なお、後註・6をも参照されたい。

4）gedingeは前条（＝レーン法57・1）の主題であったものである（同条への註・3と10を参照）。それ（への言及）によって、改めて指摘するまでもなく、このレーン法57・2が前条との関連において（あるいは、前条の継続として）書かれたものである、ということを確認することができる。次註・5をも参照されたい。

5）ここで、たとえばeneme (anderen) manneなどでなく、jenemeと言われているこ

とに注意されたい。つまり、ここで著者は、(単に「主君がその所領についての gedinge を誰かに(あるいは、およそ誰にも)封与した覚えがない」、ということではなく)、「主君がその所領についての gedinge をかの(=前条で扱った)家臣に(実は)封与した(のに、しかもその)ことを想い出さ(ないし、出せ)ない」、ということを言いたいのである。ひきつづき次註・6を参照されたい。

6) このレーン法57・2(自体)には、主君が(その所領について) gedinge を封与したことを想い出さ(ないし、出せ)ずに所領を「占取」した時、gedinge を封与されていた家臣がとるべき(ないし、とりうる)対抗手段については何も述べられていない。そのため、この条項を率然と——つまり、前註・5で指摘した jeneme の語に注意を払わずに、また、前註・3で指摘した「レーン法」における sek underwinden の用語法を知らないままに——一読すると、次のように理解される可能性も絶無ではあるまい、と思われる。すなわち、現に(ある)所領を占有・支配していた家臣が封(レーン)相続人なしに死亡した時、もし主君がその所領について gedinge を誰かに封与した記憶がなければ、主君はその所領を自ら「占取」(して、レーンとして占有・支配)することができ、その所領は(そのまま)主君にとって ledich になる(=主君の手に戻る)のではないか、という理解がそれである。

こうした理解はもちろん誤解にすぎない。そもそもこの条項(および、前条レーン法57・1)には、こうした場合、その所領が主君にとって ledich になる、ということが書かれていないだけでなく、所領について主君や家臣のもつ「権利」が主君の記憶(の有無)によって左右されるなどということは、(それ自体としても)まずありそうもないことだからである。

しかし、この点について(もっと)決定的なのは、次のような事実、すなわち、(前出レーン法57・1に対応する) AV 1・21で述べられていたような見解を前提する限りこうした誤解が生まれる余地はない、ということであろう。前出レーン法57・1=AV 1・21、註・14でも指摘しておいたように、AV 1・21では、ゲディンゲ権者は、所領を占有・支配していた家臣が封(レーン)相続人なしに死亡した場合、「6週と1年以内に」、(必ず)主君の許へ赴いて、彼に封与されたレーン(=その所領が彼にゲディンゲの形で封与されていたこと)の「承認」を求めなければならない」、とされていた。したがって、ゲディンゲ権者が主君にこの「承認」を求めた時、もし主君が彼にその所領についてのゲディンゲを封与したことを記憶していなければ、主君は当然その封与を「承認しない」ないし「否認する」、ということになる。AV 1・21では、この場合、ゲディンゲ権者は主君に対抗して、(その封与を目撃した)家臣二人と自分とも3人の証人によって主君による(ゲディンゲの)封与を立証することができる、とされているから、所領の占有権は、法的には、たとえ主君が「否認」しても(=主君にゲディンゲ封与の記憶がなくても)、ゲディンゲ権者がその立証手続を果たすことができれば、当然(ゲディンゲを封与されていた)家臣に帰属することになる。(また、この場合、仮に主君が(ゲディンゲの)封与を想

い出せないまま、家臣が「承認」を求めるのを待たずに所領を「占取」していたとしても、そのことが家臣の「占有権」を左右しえないことは明らかである。したがって、AV 1・21で主君による所領の「占取」に言及していないのはその必要がなかったからである、とも考えられる)。

これに対して、前出レーン法57・1では、同じく同条への註・14で指摘しておいたように、所領を占有・支配していた家臣が封相続人(レーン)なしに死亡した場合、その所領についてのゲディンゲ(の権利)を封与されていた家臣は、必ずしも(あらかじめ)主君に対して(ゲディンゲ封与の)「承認」を求めなくても所領を「占取する」ことができる、という見解に立っている、と推定される。しかし、こうした見解を前提にすると、これも同註で示唆しておいたように、なぜ同条(註・13の箇所)で「彼(=ゲディンゲ権者)の法定年期」に言及されているのか、という疑問が生ずるであろう。もちろん、上述の見解は、ゲディンゲ権者が所領を「占取する」以前に(念のため)主君の「承認」を求めることを排除するものではない。したがって、彼が(所領を占取することなく)「法定年期内に」主君の「承認」を求め(主君にゲディンゲの封与を「想起」させ)ることを(も)怠れば、彼は年期の懈怠によって「ゲディンゲ」(の権利)を失い、それ以後、主君に「承認」を求めたり、所領を「占取(して、レーンとして占有・支配)する」ことは許されない、ということになる。さらに、このレーン法57・2のように、彼にゲディンゲを封与したことを想い出さ(ないし、出せ)ない主君が(いち早く)所領を「占取」してしまった場合にも、家臣が「法定年期内に」主君にそれを想起させる手続をとらなければ、彼は同じようにゲディンゲ(の権利)を失うことになる。したがって、前条(レーン法57・1)の末尾で「彼(=家臣)の法定年期」に言及した一文がこうした二つの場合に妥当することは明らかであり、このレーン法57・2においてそのことに言及されていないのは、前条の末尾で述べられたことをここで(も)改めて繰り返す必要はない、と考えられたからではないか、と推定することができる。ただし、以上の考察によっても、なお、家臣が主君の「承認」を求めることなく(主君よりも早く)所領を「占取」した場合は、家臣の「法定年期」とどう関係するのか、という問題が残るが、これは次のレーン法57・3で扱われているケースなので、その問題は次条との関連において(特にそれへの註・14と17で)改めて考察することにする。

最後に、一言付言すれば、このレーン法57・2で、主君がゲディンゲの封与を想い出さ(ないし、出せ)ない場合、彼は所領を「占取する」ことができる、という(それとしては、当然(常に)起こりうる)ことが(わざわざ)補足されたことについては、それが、次のレーン法57・3でゲディンゲを封与されていた家臣が「主君よりも先に」(=主君に「承認」を求めることなく)所領を「占取する」ことができる、という趣旨の論旨を展開(し、それを読者により抵抗なく理解できるように)するための伏線にもなるからである、という推定がそれである。

57・3[1] また、それ(＝その所領)について待機権(wardunge)[2]またはゲディンゲ(gedinge)[3](と呼ばれる権利)[4]を封与されている(ないし、いた)かの者(＝家臣)[5]が、主君よりも先にそれ(＝その所領)を占取して(sek underwint)[6]も、彼(＝家臣)は不法(行為)を働く(misse dut)[7]ことにならない、[8]彼(＝主君)がそのことについて(ないし、そのかどで)彼(＝家臣)(が居合わせた場合、その場で彼)の責を問い、あるいは、(家臣が居合わせない場合、裁判期日を定めて)彼(＝家臣)を(レーン法廷に)召喚(して問責)する(ないし、した)場合、[9]彼(＝家臣)が彼の主君に対(抗)して直ちに[10]それ(＝その所領)を(自分が占取すべき所領であるとして)(主張・)擁護し(voresta)、[11]そしてそれ(＝その所領)について彼の(もつ)権利(sin recht)[12]を立証する(ことができる)[13]ならば。(この場合)、彼(＝家臣)はそれ(＝彼の権利の立証)について、いかなる年期(の間)も待ってはならない(＝たとえ年期が残っていても、その立証を年期一杯まで猶予してもらうわけにはいかない)、[14][15]けだし、彼(＝家臣)が(所領の授封を)希求することによって彼の年期を延長することができるのと同じように、それ(＝家臣の年期)を主君は、彼(＝主君)が彼(＝家臣)にそれ(所領)についての権利(recht)(を立証する機会)[16]を提供することによって、短縮(ないし、終了)させることができるからである。[17]

1) 念のために一言すれば、この条項も、AVには対応条項がなく、前出レーン法57・1の(大幅な)移置の移動や「改訂」・「補足」、および、すぐ前のレーン法57・2(全体)の「補足」と同時に、「レーン法」で新たに書き加えられた(と目される)ものである。両条への註・1、および、以下の後註を参照されたい。

2) wardungeの概念(および、gedingeとの用語上の明確な区別)は、AVには(まだ)見られず、「レーン法」ではじめて現れるものであるが、その点については、前出レーン法7・1、註・1と2(の箇所)、および、55・9、註・6(の箇所)を参照されたい。ただし、このレーン法57・3でwardungeにも言及されていることには、後註・8で指摘するような問題がある。

3) gedingeの語(ないし、概念)については、前出レーン法57・1、註・3を参照されたい。なお、ここでgedingeに(も)言及されていることによってすでに、このレーン法57・3が、内容上、前出57・1、および、57・2と、深くつながり、不可分の関係にあることが示唆されている、ということは改めて指摘するまでもあるまいが、その点については、さらに後註、特に8、14、17を参照されたい。

4）ここで、「wardunge または gedinge」に「と呼ばれる権利」という補訳を施したのは、原文で不定冠詞 en (＝ein) が付されていることもあるが、後註・12の箇所で(それらが封与されていることを指して) sin recht の語が用いられているので、それとのつながりをはっきりさせておきたかったからである。後註・12を参照されたい。

5）ここでも (en man ではなく) jene の語が用いられているのは、前出レーン法57・1の「gedinge を封与されていた者 (＝家臣)」が念頭にあったからである、と解される。この点については、前条 (＝レーン法57・2)、註・5を参照されたい。

6）sek underwinden の語についても、前条 (＝レーン法57・2)、註・3で述べたことを参照されたい。

7）missedun の語については、前出レーン法9・2、註・2、および、14・1 (＝AV 1・39、1・40)、註・7を参照されたい。

8）ここまでの件が、前註・3，5，6で指摘したことなどから、(基本的には)、前出レーン法57・1、および、57・2を承けたものであり、その継続と見なしうることは明らかであろう。特にここで、「gedinge を封与されているかの者」について、(後出のような条件を付してではあれ)、「主君よりも先にそれ (＝所領) を占取しても、不法を働くことにならない」、と明記されていることは、前出レーン法57・1、註・14で述べたような同条についての私見を決定的に支持するものとして重要である。

ただし、この件では、「gedinge を封与されている者」だけでなく、(前出レーン法57・1と2、および、後続の57・4と5には姿を見せない)「wardunge を封与されている者」にまで、「主君よりも先に所領を占取する」ことが認められている。しかし、前出レーン法10・3は、(同条への註・5でも述べておいたように) wardunge を封与されていた家臣を念頭に置いて、「主君が家臣に封与する (ないし、した) 所領を指定 (ないし、特定・明示) させる時はいつであれ、家臣は直ちに、主君が家臣にそれを封与した以前 (AV 1・30では、「レーンの指定 (ないし、特定・明示) 以前」) には主君のものであった所領についての gewere (AV 1・30では、warandia) を取得する」、と述べている。wardunge を封与された家臣は、gedinge の場合とは異なり、特定の (家臣が占有・支配している) 所領についての占有権を (条件を付してではあれ、あらかじめ) 封与されていたわけではないから、(主君にとって最初に ledich になった) 所領を占有・支配するに当たり、その「指定」(ないし、特定・明示) の手続が (gedinge の場合の「承認」以上に) 重要な意味をもつのは当然のことであり、それにこのレーン法10・3は、(前出レーン法57・1とは異なり) 対応する AV (1・30) の論旨に「改訂」を加えることなく、基本的にはそれをそのまま踏襲している。したがって、このレーン法57・3 (だけ) に wardunge の場合が (唐突に) 付け加えられたことについて、当然、前出レーン法10・3で述べられていた「原則」(との関係) はどうなるのか (－wardunge を封与されていた家臣は、特定の

所領についての占有権を（まだ）封与されていない（はず）なのに、その所領を占取することができるのか)、という疑問が生ずるであろう。しかし、この疑問については、レーン法（57・1から始まり）57・5までつづく一連の条項を考察した上で、同条の最後の訳註で検討することにし、それまでの考察においては、(煩を避けるため)、特に必要のない限り wardunge の問題には立ち入らないことにする。

9）主君が「そのこと（=gedinge を封与されていた家臣が自分よりも先に所領を占取したこと）について彼の責を問い、あるいは、彼を召喚する」のは、もちろん、主君が家臣による所領の占取を「不法」と考えるからであるが、それによって次のことも明らかになる。すなわち、主君は（前条＝レーン法57・2で述べられているように)、(この所領についての) gedinge を家臣に封与したことを想い出さず（ないし、出せず)、その所領は自分（に帰属したものであり、したがって自分）が占取すべきものと考えている、ということがそれである。そこからさらに、この場合、家臣は（前出レーン法57・1の末尾、e－eの件で述べられている）主君に（gedinge の封与を)「想起」させる手続を（まだ）とっていなかった、ということも判る。それだけではない。主君が家臣を問責し、あるいは、(レーン法廷に）召喚することは、最もきびしい形で、彼が家臣による所領の占取を「承認し（てい）ない」を示すことになるから、(本註の箇所にひきつづき述べられている）家臣のそれに対する対抗手段、特に（後註・12の箇所の）所領についての「彼の権利」の立証は、(前出レーン法57・1末尾の）主君に（gedinge の封与を)「想起」させる手続に包摂される（もっと端的に言えば、その手続と同じものな）のではないか、という推察にもつながるであろう。この点については、後註・12と13を参照されたい。

10）この件の「直ちに」の語は、本条・末尾（「けだし…」以下、後註・14まで）の一文を参照することによって、「家臣の年期が終了するまでの間待たないで」と言う含意を持つことが判る。次註・11、および、後註・14を参照されたい。

11）(it) vorestan（=vertreten）の語は、この場合、(補訳を加えておいたように)、(その所領を)「自分が占取すべき所領であるとして主張・擁護する」、という意味に解されるが、前（註・10の箇所）の「直ちに」の語と併せて考えると、「(主君によって問責・召喚された場合に）欠席したり次の裁判期日まで猶予を請うことなく、直ちに(主君にその場で）応答・応訴して……」、という含意をももつことになる点に注意されたい。なお、「裁判期日」の問題については、後註・14を参照されたい。

12）この場合、主君が家臣を問責（しようと）するのは、前註・9で述べたように、主君が家臣による所領の占取を「不法」と考えるからであり、したがって、それに対抗して家臣が立証すべき（この箇所の）sin recht とは、所領を「占取」し「占有」（・支配）するための法的根拠（ないし「権原」)、具体的には、家臣には、主君からその所領について gedinge（の権利）が封与されていることを指す、と解さなければならない。ひきつづき次註・13を参照されたい。

13）前註・12で述べたように、家臣が立証すべき sin recht が（具体的には)「家臣には

主君からその所領についてのgedingeが封与されていること」であるとすれば、それは、前出レーン法57・1の末尾に見られる手続によって、家臣が主君に「想起」させるのと同じものである、ということになり、したがってこの件の家臣の所領について「彼の権利」を立証するための手続も、前出レーン法57・1の末尾（e－eの件）に明記されているのと同じ、「その封与を見また聞いた（＝目撃した）（同じ主君の）家臣二人と自分とも3人の証人による立証」である、ということになるはずである。なお、以上によって、前出レーン法57・1、註・4で述べた（「レーン法」では、gedingeを封与されていた家臣は、所領を占有・支配していた家臣が死亡した時、必ずしも（あらかじめ）主君の「承認」を求めなくても、所領を占取することができ、主君がそれを「承認しない」場合に限って、主君に（gedingeの封与を）「想起」させる手続をとればよい、という見解に改められている、とする）私見が補強され（ないし、裏づけられ）ることは、改めて指摘するまでもあるまい。なお、（前出レーン法57・1、註・13で触れ、57・2、註・6でも論じた）「彼（＝家臣）の法定年期」の問題については、次註・14を参照されたい。

14) この（直訳すれば）「彼はそれについていかなる年期（の間）も待ってはならない」という一文が、（そこまでの）本条・前段において、（主君から所領の占取について問責・召喚された場合）、家臣は「直ちに」（それに応答・応訴して）その所領についての「権利」を立証しなければならないとされていたことを、（家臣の）「年期」との関連でさらに具体的に説明しようとするものであることは（補訳を併せてお読みいただければ）明らかであろう。

さらに、この件（＝上記の命題）については、すぐ後の次註・15以下の本文で、その理由が述べられているので、それを（それへの訳註と併せて）参照していただきたいが、この命題について見落とすことができないのは次の点である。すなわち、家臣が（主君から問責・召喚された場合、「直ちに」応答・応訴して）「いかなる年期（の間）も待たずに」（彼の所領についての「権利」を）立証しなければならないとすれば、主君による問責・召喚も（当然）家臣の「年期」内に行われていなければならないはずであり、ここでも家臣の「年期」（であるはずのもの）が、（すでに前出レーン法57・2、註・6で述べておいたように）、――前出レーン法57・1の末尾（e－eの件）で、主君が家臣に対して（その所領についてのgedingeが封与されていることを）「承認しない」（＝否認する）場合と同じように――、（実質的には）主君が家臣を問責・召喚するための期限にもなっている。そこで、以下においては、（前出レーン法57・2、註・6では留保しておいた）家臣が（主君の「承認」を求め、あるいは、その所領についてgedingeが封与されていたことを「想起」させるための）「（法定）年期」との関係はどうなるのか、という問題についての私見をまとめて述べておきたい。

家臣が（主君よりも先に）所領を占取したのが「年期」内であって主君が家臣をそれについて問責・召喚すれば、それは（上述したように）ほかならぬこのレーン

法57・3のケースであり、家臣が「彼の権利」(前註・12で述べたように、実質的には、彼に gedinge (の権利) が封与されたこと) の立証を果たせば、所領を (主君から非議される余地のない、その意味で)「完全な」権利をもって占有・支配する (ないし、しつづける) ことになる。これに対して、家臣が (問責・召喚に応じなかった場合はもとより)「彼の権利」を立証することができなければ、(本条では明示的に述べられていないが)、当然、家臣 (からレーン法廷の判決をもって、所領 (の占有・占有権) が剥奪されて、彼) は所領を失うことになり、しかも (後続の件で)、(特に後註・16で述べるように) (実質的には) 主君が家臣を問責・召喚したことによって家臣の「年期」は短縮され (ないし、終了し) たことになる、という趣旨のことが述べられているから、この場合、家臣は「彼の権利」をすべて (完全に) 失った (=その所領を訴求することさえできない) ことになる。また、家臣が所領を (主君より先に) 占取したのに、主君が家臣の「年期」が経過するまで家臣を問責・召喚しなければ、家臣には (前出レーン法13・1 = AV 1・103の規定によって) (少なくとも大多数の場合) 所領についての rechte were の権利が成立し、その後で主君が家臣を問責・召喚し (ようとし) ても、家臣は (もはや) (目撃証人二人と共に自分と3人の証人によって)「彼の権利」(= gedinge の封与) を証明するに及ばず、(彼による所領の占有を適法と信ずる家臣仲間6人を自分とも7人の証人によって) 所領の (6週と1年に及ぶ) 占有 (の事実) を証明すればよいことになるから、主君が勝訴する見込みは (ほとんど) なくなるであろう。(なお、この最後の点については、後註・17をも参照されたい)。

15) 以下の本条・最後の一文は、(所領を主君よりも先に占取した) 家臣が (そのことについて) 主君から問責・召喚された場合、彼は「直ちに」その所領を主張・擁護して「彼の権利」を立証しなければならず、それ (=彼の権利の立証) について年期 (がまだ残っていてもそれが終るまで) の間待って (いて) はならない、という上述の論旨を理由づけようとするものであるが、それについては、前出レーン法22・5 (=「けだし、家臣が (所領の授封を) 希求することによってそれ (=彼の年期) を延長 (ないし更新) するのと同じように、主君は (所領を ―― 同条の冒頭を参照) 提供 (すること) によって彼 (=家臣) の年期を破る (=短縮する、ないし、終了させる)」)、および、50・2 (= AV 1・119) (「=家臣は、彼が彼の所領 (の授封) を希求し、そして主君が彼 (=家臣) に対してそれを不法に拒絶する (ないし、した) 場合 (AV では、「家臣が (主君に対し) 忠誠宣誓を提供する (=捧げる) ことによって」)、彼 (=家臣) の年期を延長 (ないし、更新) するのと同じように、主君は、彼 (=主君) が彼 (=家臣) に所領 (AV では「レーン」) を提供する (ないし、した) 場合、彼 (=家臣) に対しそれ (=年期) を短縮する (ないし、終了させる)」) を参照されたい。

16) この箇所の recht の語は、文脈上、前 (註・12の箇所) の sin recht を承けたものと考えられるが、前註・12で述べたように、その sin recht の語は、家臣が (主君の「承認」を求めずに) 所領を占取した「法的根拠」(ないし、「権原」)、具体的には、家臣が (その所領についての) gedinge を封与されたこと、を指している。しかし、

本条のケースにおいては、主君は（その事実を記憶しておらず）家臣による所領の占取を「不法」と考えて家臣を問責・召喚（しようと）するのだから、そうした「（家臣の）権利」を主君が（家臣に）提供する、ということは考えられない。そこで、上掲・邦訳においては、「権利」（recht）の語の後に「を立証する機会」という補訳を施しておいた。家臣が（gedinge を封与された事実を証明して）彼の「権利」を立証することができれば、家臣はそれ以後、主君も非議しえない形で、所領をひきつづき（自分のレーンとして）占有（・支配）することができるから、（家臣の勝訴を前提する限り）、主君による家臣の問責・召喚は、家臣に「彼の権利」を立証する機会を提供することに（も）なる、と考えることができるからである。

こうした解釈にとって参考になるのは、前出レーン法（50・2の直前に位置する）50・1（＝AV 1・117・b、1・118）のケースである。そこでは、主君が（家臣が所領を受領すべき）年期内に国外（ラント）へ出かけた場合が扱われ、その場合、家臣の年期は主君が（国（ラント）へ）戻った時に（改めて）始まる、とされているが、「レーン法」ではその後に、家臣が主君の帰国後（彼の年期内に）主君の家屋敷・舘（やかた）あるいは裁判集会で主君と会ったにもかかわらず所領を受領しなかった時は、家臣は「彼の所領を（年期の）懈怠によって失うことになる」、という（AV にはない）補足が加えられている。前註・15に引用したレーン法50・2はこの直後につづいている。つまりそこでも、「（主君が家臣に）所領を提供する（ことによって家臣の年期を短縮する）」、と言われているのは、必ずしも主君が積極的・能動的に家臣に所領を授封する意思を表示したり、あるいは、そのための行動をとったりすることに限らず、家臣が主君に所領の授封を希求しようと思えばそうできる機会があった、という事態をも含んでいるのである。

17）最後に、前註・14（の末尾）で述べた私見に関連して、一つ補足しておきたいことがある。すなわち、そこでは、（gedinge を封与された）家臣が彼の「年期内に」（主君よりも先に、つまり主君の「承認」を求めずに）所領を占取した場合、主君が（家臣の）「年期」が過ぎるまで家臣を問責・召喚せずにそれを放置しておくと、家臣には（大部分の場合）rechte were（の権利）が成立してしまう、ということを指摘しておいた。そこでも挙げた前出レーン法13・1は、「レーン法」で rechte (Ge)were の概念を「定義」した条項と見なすことのできるものであるが、対応する AV 1・103を、（幾つかの）重要な「改訂」を施した上で、（AV におけるよりも）大幅に前方へ移したものである（その点については、前出レーン法57・1（＝AV 1・21、1・22）、註・1で挙げた、石川「AV と SSP」、14－16頁を参照）。「レーン法」の諸条項の中で対応する AV の条項とくらべて大幅にその位置が移されているのは、そのレーン法13・1とこの（レーン法57・3のすぐ前に位置し、その記述への導入の役割りをも果たしている）レーン法57・1の二つだけである（同条への註・1を参照）。前述した私見が正しければ、これら二つの条項は内容的にも関連があることになり、したがって両条項の「改訂」や「位置の移動」が（「ドイツ語第1版」成立の際に）

同時に行われたことの有力な傍証となるのではないか。このことは、「ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史」はもとより、同書における(rechte) Gewere概念の成立の問題についても重要な意味をもちうるので、ここで補足させていただいた次第である。

271

57・4[1] ある主君が(家臣の)年期内——すなわち、それ(=ある所領)が(それまでの持主の死亡によって)(その)家臣に(すでに)帰属した(an irstorven is)[2] 時(ないし、した後)、そして彼(=その家臣)がその主君に彼(=家臣)(へ)の授封(=自分にその所領(についてのゲディンゲ)が封与され(てい)たこと)[3]を想起させる(inneren)べき間[4]——に死亡し、あるいは、彼(=主君)が彼の家臣の(=彼の家臣にそれについてのゲティンゲを封与していた)所領を(上級主君に)返還する(ないし、した)(op let)[5] ならば、彼(=ゲディンゲを封与されていた家臣)は、ゲディンゲ(gedinge)(=占有・支配を約定ないし予約されていた所領)としてではなく、[6](すでに占有・支配している)正規のレーン recht len として、[7] 彼の所領の授封更新を求めるべきである、[8](たとえ)彼(=ゲディンゲを封与されていた家臣)が(上級主君から)彼(=誰か上級主君の家臣)を(新しい主君として)指定される(gewiset wert)(ないし、された)[9] 場合でも、[10] [11]〈それというのは、その所領(were)[12] は(それまで所領を占有していた家臣の死亡によって)(すでに)彼(=その所領についてのゲディンゲを封与されていた家臣)に帰属しており(irstorven is)、[13] そして(ないし、しかも)彼(=家臣)がそれ(=その所領)[14] を、法(の定め)に従い、彼(=上級、ないし、新しい主君)の許へもちこんだ[15] からである。〉[16] しかしながら、最初の(=彼にゲディンゲを封与した)主君に対しては(deme ersten herren)、[17] 彼(=ゲディンゲを封与されていた家臣)は証人(による立証)をもってその所領(についての彼の権利)を立証(してそれを保持)すること(dat gut to behaldene)を申し出るべきである。[18](この場合)、彼(=最初の主君)が不法にも(ないし、法(の定め)に反して)(mit unrechte)そのこと(=家臣の証人による立証)に異を唱え(ないし、反対す)る[19] ならば、(あるいは、異を唱え、ないし、反対しても)、彼(=家臣)は、彼(=自分、家臣)にそれについて法(=法の定める手続、この場合、証人による立証)が拒絶された(dar eme rechtes geweigert is)[20](その)所領を法(の定め)に従い(mit rechte)

(立証して) 保持した (ないし、保持している) ことになり (behalden hevet)、[21] またそれについて正規の (ないし、適法な) 授封更新請求権 (rechte volge)[22] をもつ (ないし、取得した) ことになる。[23]

1) この条項も、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものであるが、(特に後註・10、16、23で述べるような問題があって) それを正しく解読することは、必ずしも容易ではない。しかし、(私見によれば、註・6～8などの箇所から)、本条も直前のレーン法57・1～57・3と同時にしかもそれを承けて補足された、と考えることができるので、以下においては、この手がかりを見失わないように気をつけながら叮嚀に解読を試みたい。

2) anirsterven の語は、これ以外の箇所では Ordnung IIa に属するラント2・33だけに見られ、「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia) のテキストには姿を見せないが、(Text, Glossar der Wortbedeutungen, S. 231 に拠れば)、irsterven の語と同義に用いられる (この点については、後註・13をも参照)。その irsterven の語については、前出レーン法18、註・5を参照されたいが、そこでも指摘しておいたように、この語は「レーン法」では、すべて AV に対応条項ないし対応する語のない箇所で用いられている。前出レーン法57・1 (註・6の箇所) においても、この語は「レーン法」で補足された (と目される) 件に姿を見せるが、このレーン法57・4で (もそれと同義の) anirsterven の語が (前註・2の箇所で) 用いられていることによって、ここで扱われているケースの内容は、前出レーン法57・1～57・3で扱われているそれと深くかかわっている、ということが示唆されている。

3) この箇所の sine(r) lennnge の語を、「補訳」のように、(所領の封与・一般ではなく)「所領についてのゲディンゲの封与」と解したことについては、前註・2、および、次註・4を参照されたい。

4) inneren の語も前出レーン法57・1、註・14の箇所で用いられていたものであるが、この語はそこでも ―― たとえば (mit Zeugen beweisen ないし durch Zeugen überführen ・一般を指す) vertugen の語 (前出レーン法39・4、46・1、後出レーン法76・7などを参照) とは異なり ――、gedinge の封与を (想い出せずに)「承認しない」＝「承認する」主君に対して (二人の目撃証人と自分とも3人の) 証人によってそれを「想起させ (て承認させ) る」手続について用いられている、ということに注意されたい。ひきつづき次註・5、および、後註・8を参照されたい。

5) oplaten の語については、前出レーン法16 (=AV 1・42)、註・3を参照。

以上の検討によってすでに、(後註・8までの) 本条の前段で扱われているのは次のようなケースである、という見当がつく。すなわち、ある家臣＝Aに主君＝Bから、すでに別な家臣＝Cの占有・支配する所領についての gedinge が封与されており、Cが封相続人なしに死亡し、Aの (必要な場合に、Bに gedinge の封与を

「想起」させるべき)「年期」内に(したがって、Aがまだその手続をすませていない間に)Bが死亡し、あるいは、その所領を上級主君＝Dに返還してしまう、というケースがそれである。

家臣＝Aに —— gendinge ではなく —— 正規のレーン(＝recht len)が封与されていて主君＝Bが死亡し、あるいは、Bが上級主君＝Dに所領を返還すれば、Aは(授封更新請求権をもち)新しい主君に対して所領の授封更新を求めることになるが、Bに息(＝封(レーン)相続人)＝Eがあれば、Aの新しい主君(したがって、Aが授封更新を求める相手)は当然Eになる(特に、前出レーン法25・3(前段)＝AV 1・60を参照)。しかし、Bに息(＝封(レーン)相続人)がない場合(その場合、所領はDの手に戻ることに注意)、および、Bが所領を(Dに)返還した場合には、Aは(まず)上級主君＝Dに所領の授封更新を求める。(特に前出レーン法25・1＝AV 1・57、1・58を参照)。その場合、Dは(自ら)Aに所領を授封するか、あるいは、(それを望まない場合には、自分の家臣の中からAの)新しい主君＝Fを指定し、(後の場合)AはFから所領の授封を受けることになる(同条を参照)。

しかし、Aに —— recht len ではなく —— gedinge (の権利だけ)が封与されていた場合は、前出レーン法5・1(≒AV 1・20)に明記されているように、Aには volge (＝授封更新請求権、ただし、同条、註・4を参照)がない。さらに、前出レーン法11・1(＝AV 1・33)は、同旨のことを、「いずれの所領であれ家臣が彼の gewere においてもっていない(＝まだレーンとして占有・支配していない)もの(について)は、……その授封更新をもう一人の(＝新しい、または、上級)主君に求めることをえない」、と述べている。それにもかかわらず、(後註・8までの)本条・前段では、Aが(Bからは gedinge を封与されただけでまだそれを「想起させる」手続をとっていない)所領を「recht len として(その)授封更新を求めることができる」、とされている。その理由については、特に後註・8で改めて検討するが、ここではそれに関連して次のことだけを指摘しておきたい。もし(前出レーン法57・1に対応する)AV 1・21に見られるような(Aは所領を占有するに先立って(必ず)Bの「承認」を得なければならない、とする)見解を維持する限り、(後註・8までの)本条・前段のように、Aに recht len として所領の授封更新を求める余地はなく、したがって、前出レーン法57・1において、Aには(所領を占有・支配していた)Cの死亡と同時に(主君の「承認」を待つまでもなく)所領の占有権が帰属する、とされており、さらに前出レーン法57・3において、Aは(Bからそれについて問責・召喚された場合、直ちに「彼の権利」を立証することができる限り)所領を主君よりも先に(したがって、主君にあらかじめ「承認」を求めることなく)「占取」することができる、とされていることは、このレーン法57・4(前段)に述べられているAに対する(recht len としての)授封更新請求権の容認と深いかかわりをもつはずである、ということがそれである。

6) ここで(わざわざ)「gedinge としてではなく」と断わられていることによって、前

註・5までに述べてきたように、この条項（の前段）はgedingeを封与されていた家臣＝A（の授封更新請求権）にかかわっていることを疑問の余地なく確認できるであろう。すでに所領を（recht lenとして）占有・支配していた家臣の授封更新請求権については、そうしたことを（わざわざ）断わる必要ないし理由がまったくないからである。

7）「正規のレーン」（recht len）については、前出レーン法55・9（および、同条への註・2で挙げた、石川「ヘールシルト制」（2）、63頁以下）を参照されたいが、そこではrecht lenがgedingeおよびwardungeと対比されていることからも明らかなように、recht lenは（ほんらい）家臣が（主君から適法に授封され、レーンとして）現に占有・支配している所領のことである。ひきつづき次註・8を参照されたい。

8）こ（こまで）の件では、（家臣＝Cが占有・支配していた所領についてのgedingeを主君＝Bから封与されていた）家臣＝Aが、Cが死亡してその所領についての占有権がAに帰属したものの、まだAが（gedingeの封与を）Bに「想起」させる手続をすませていない間に、Bが死亡し、あるいは、（その）所領を上級主君＝Dに返還した場合、Aは――gedingeとしてではなく――recht lenとしてその所領の授封更新を求めるべきである、としている。そこで、当然、なぜAはこの場合recht lenとして所領の授封更新を求めることができるのか、ということが問題になるであろう。

前註・7で述べたように、recht lenは（ほんらい）家臣が（主君から適法に授封され、レーンとして）現に占有・支配している所領のことである。Aは授封更新請求の時点で（問題の）所領を現に占有・支配しているのであろうか。前出レーン法57・1によれば、Cが（息＝封相続人（レーン）なしに）死亡した時点で所領の占有権はすでにAに帰属しており、前出レーン法57・3によれば、Aはその場合Bよりも先に所領を「占取」することもできる、とされているから、Bが死亡し、あるいは、所領を返還した時点でAがすでに所領を占有・支配している可能性も小さくはないであろう。しかし、Aが必ずその時点までに所領を「占取」しているとは限らないのではないか。それに、AがまだBに「想起させる」手続をすませていないとすれば、Aがその所領をrecht lenとして占有・支配するための権利には瑕疵がある、という問題も残るかもしれない。Aはそれでもなおrecht lenとして所領の授封更新を求めることができるのであろうか。

まず、AがBに（gedingeの封与を）「想起させる」手続については、（後註・16以下の訳註で述べるような）私見によれば、本条の後段に次のような趣旨の記述がある。すなわち、AがBに（gedingeの封与を立証するために）証人による立証を申し出た場合、もしBがそれを「不法に」拒絶しても、Aは所領を立証・取得したことになり、Aはその所領について授封更新請求権をもつ、というのである。これによって、AがBに（gedingeの封与を）「想起させる」手続のもつ比重は、もともと、Aが自分の責によらないでそれを立証することができなくても、Aが所領を

適法に recht len として占有・支配できるという帰結は動かない、という程度のものにすぎないということが判る。本条・前段のケースも、Aの「年期」内にBが死亡し、あるいは、所領を返還したことによって、それ以後、AがBに(gedinge の封与を)立証する機会はAの責によらないで失われるわけであるから、所領は(その時点で)Aの recht len になる、と考えることができよう。したがって、Aは(もし必要なら)それ以後いつでも所領を「適法に」占取した上で、(DまたはEに対する)授封更新を求めることができるはずである(この点については、後註・22と23をも参照されたい)。

なお、本条・前段をここまで読んでくると、Aが授封更新を求める「主君」は、前註・5で述べたように、当然、Bが息(息=封相続人)を遺して死亡した場合は「Bの息」=E、それ以外の(Bが息なしに死亡し、あるいは、所領を返還した)場合には、「上級主君」=Dということになるはずであるが、このあとにつづく(註・10までの)一文の解釈いかんによっては、これと異なった理解に導かれることになる。この点については、後註・10を参照されたい。

9) wisen の語については、前出レーン法15・2、註・5、および、(前註・5でも挙げた)25・1(= AV 1・57、1・58)、註・9を参照されたい。

10) 前註・8の箇所のあとここまでの原文は、swen he an en gewiset wert mit rechte であり、もともと代名詞 en が承けているはずの名詞がこの条項には見当たらない、という問題もある)が、これをヒルシュは wenn er an den herren mit recht vewiesen wird と訳し(Hi., S. 156)、ショットもこれに追随している(Sch., S. 305)。これは原文の swen の語を(単に) wenn 意味に解したものであるが、こうした解釈を採ると、ここまでの前段を以下のように限定してしまうことになる。

一般に、主君=Bが死亡した場合、家臣=Aが授封更新を求めるのは、Bに息(=封相続人)=Eがあれば(もちろん)Eに対してであり、上級主君=Dに授封更新を求めるのは、Bが息なしに死亡した場合に限られる。また、BがDに所領を返還した(などの)場合にも、Aは(まず)Dに授封更新を求めるが、その場合、Dは(もちろん)自らAに授封することができ、DがAに「新しい主君」=F(として自分の家臣の一人)を「指定」するのは、DがAに(自ら)授封することを望まない時に限られる。したがって、この件の swen の語を(ヒルシュやショットのように)(単に) wenn の意味に解すると、それに導かれる(上記の)一文は、前註・8までの(「Aは recht len として所領の授封更新を求めるべきである」とする)命題を、DがAにFを「(新しい)主君」として指定した場合だけに限定することになる。

しかし、前註・8までの本条・前段には、(特に前註・8に明らかなように)Bが死亡し、あるいは、所領を返還した場合のうち、DによるFの指定のケースだけを特別扱いする理由は見当たらないというだけでなく、そうした解釈を採ると、「Bが死亡し、あるいは、所領を返還した場合」のうち、Bが息=Eを遺して死亡した(という、最も多く起こるはずの)ケース、および、Dが(自ら)Aに授封す

るケースについて、本条は（後段を含めても）何も述べていない、ということになってしまう。さらに、この「欠」（＝難点）補うべく、本条・後段の解釈についていろいろ工夫を重ねてみても、（特に後註・16と23で述べるように）とうてい成功するとは思えない。

そこで、swen の語が、エックハルトによれば wenn auch immer の意味であり（Text, S. 241）、M. LEXER（Mittelhochdeutsches Handwörterbuch, Bd. 2, Sp. 1337）によれば wenn auch を意味する場合もある、という点に着目して、上掲・本文においては、「（たとえ）彼（＝A）が彼（＝誰かDの家臣）を（新しい主君として）指定される（ないし、された）場合でも」と邦訳しておいた。もちろん、（ヒルシュやショットの訳では除外されることになる）上記・二つのケースをも含めたすべての場合、Aは recht len として所領の授封更新が求めうることを前提にした上で、（Dによって）「（新しい）主君」＝Fが指定された場合には、Aは改めてFに授封（更新）を求めることになるので、念のためにその場合も例外ではないことを付記したもの、と理解してのことである。

11) ここから後註・15までは、「ドイツ語第3版」（Ordunng Ic）のテキストにおける補足であるが、この件は、dorch dat の語（= damit, weil, deswegen − Text, S. 225）で始まり、特に（後註・13までの）前半の内容からしても、（前註・10までの）本条・前段の論旨（特にAが recht len として授封更新を求めるべきこと）を理由づけようとしたもの、と解される。（ヒルシュ訳は「第3版」のテキストを含んでいないが、ショットはこの件を Denn …… と訳している）。ただし、それがどの程度その「理由づけ」に成功しているかについては、後註・15で述べることを参照されたい。

12) この箇所の were の語を「所領」と解したのは、次のような理由による。① この were は、まず（次註・13までのこの補足の前半で）、（gedinge を封与されていた）家臣＝Aに（すでに）帰属している」とされているが、本条の冒頭（註・2の箇所）で、「家臣＝Aに帰属した」とされているのは、「（他の家臣＝Cが占有・支配していた）所領」（gut）である。② ひきつづき（後註・15までの後半で）、この were の語を承けた（後註・14の箇所の）代名詞・ se について、「彼＝Aがそれ（＝ se）を法（の定め）に従い彼（＝Aが授封更新を求める主君、私見によれば、Bの息＝E、あるいは、上級主君＝D）の許へもちこんだ」とされているのは、「所領」（gut）である。③ レーン法38・4には、（were と互換的に用いられる）gewere の語について（ではあるが）、（同条と同旨のことを述べた）ラント法2・70では gut と言われていた箇所に were の語を宛てた用例がある（同条への註・1と2を参照）。もちろん、were の語を用いている以上、「（その）所領の占有・占有権」という含意あ（りう）ることを無視するわけにはいかないが、その点については後註・16を参照されたい。

13) 前註・12を参照。

14) 前註・12を参照。ただし、前註・10までの一文、および、後註・16の箇所の de erste herre の理解の仕方いかんによっては、（Aが授封更新を求める「主君」を指す）

「彼」を(Dが指定した)「(新しい)主君」＝Fと解する向きもないわけではあるまい。この点については、後註・17を参照されたい。

15) 前註・12を参照。

16) ここでは、以上の「ドイツ語第3版」における補足がその(もともとの)目的(＝本条・前段の論旨の理由づけ——前註・11を参照)を(どの程度)果たしているか、を検討しておきたい。そのことを考えるために最も重要なのは、(私見によれば)、この補足の後半で、前註・12の②で述べておいたように、前出レーン法22・2(＝AV・47)に見られた一文(後註・18、①に引用)が(3人称に改められた上で)そのまま引用されていることである。そのもとになった文は、もともと(レーン法22・2では)、家臣の息(＝封相続人)が(亡父の)所領の授封を主君に求め、あるいは、家臣(本人)が(主君交替の際に)新しい(ないし、上級)主君に授封(更新)を求める際に、家臣(の息、ないし、本人)が主君に申し述べるべき文言として書かれていたものであり(同条への註・1を参照)、そこでは息(＝封相続人)、ないし、家臣(本人)が所領を、erflen ないし recht len として、すでに占有・支配している。したがって、この補足の後半では、(本条・前段の論旨を理由づけるためには)(ほんらい)論証されなければならないことが(あらかじめ)前提されていることになる。さらに、その直前に位置するこの補足の前半も、(仮にこの箇所の were の語が「占有権」を意味するとすれば、Aによる所領の「占取」を(多少は)理由づけることになるが)、こうした後半とのつながりにおいては、(家臣が主君の許へ所領をもちこむための前提として)家臣による所領の占有・支配の事実を強調している、ということにならざるをえない。これを要するに、この「ドイツ語第3版」における補足は、本条・前段の論旨を理由づけることに成功しているとは言えず、読者が本条の「ドイツ語第1版」の論旨を(正しく)辿るのを阻害することにさえなりかねないが、もしそこにわれわれの参考になる点があるとすれば、それはそこでも(授封更新請求の時点における)Aによる所領の占有・支配が(当然のこととして)前提されている、ということ(だけ)である。

17) この箇所の de erste herre の語については、それが(具体的には)誰(あるいは、どの主君)を指すのか、と言うことが問題になる(はずである)。

前註・10で述べたように、(前註・8のあと)そこまでの文の冒頭に姿を見せる swen の語を(ヒルシュやショットのように)(単に) wenn と解すると、前註・10までの一文は、(その前に位置する、前註・8までの)家臣＝Aが「gedinge としてではなく、recht lem として彼の所領の授封更新を求めるべき、ないし、求めることのできる」主君を、上級主君＝Dから指定された「(新しい)主君」＝Fだけに限定することになり、それとの対比されているこの(本註の箇所の) de erste herre は、(Dによって指定されたFではなく)、Aが(その際)「最初に授封更新を求めた主君」、すなわち「上級主君」＝Dを指すと解する余地が(まったく)ないわけではない、と思われる。さらに、de erste herre の語を以上のように解すると、(前註・5まで

の）本条・冒頭で述べられていた「Bが死亡し、あるいは、所領を返還した場合」のうち、そこまでに触れられていなかったAが上級主君＝Dから直接に所領を授封される場合が（この箇所以下の）本条・後段で扱われている、と解する余地も生まれるかも知れない。

しかし、こうした解釈を採ることは（やはり）できない。ここではその理由を二つ（だけ）挙げることにするが、もちろん、本条・後段との整合性も問題になるので、次注・18以下における検討をも参照されたい。①（本条と同じく家臣による授封更新（請求）の問題を扱った）前出レーン法25・1（＝AV 1・57、1・58）（註・8までの文）では、また（本条の直後につづく）57・5においても、de erste herre の語は（家臣が授封更新を求める (de) ander(e) herre との対比において）（死亡した、または、所領を返還した）「（以）前の主君」＝Bを指して用いられている。（したがって、ander herre もむしろ「第2の主君」と訳すべきであろう）。②（上述したように）前出swen の語を wenn の意味に解した場合、この de erste herre を「上級主君」＝Dの意味に理解しても、Bが息（＝封相続人）＝Eを遺して死亡した場合（には、Aは当然Eに対して授封更新を求めることになり、Dに授封更新を求めることはないから、その場合）については本条・後段で言及されていない、という問題は依然として解消されないことになる。

18）この件以下の後段は、私見によれば、（前註・10までの）本条・前段で述べられている（gedinge を封与されていた）家臣＝Aが recht len として所領の授封更新を求める手続との対比において、Aが（gedinge を彼に封与した）「最初（＝前）の主君」＝Bに対して、その所領についての彼の「権利」を立証する際にとるべき手続を述べたものであるが、まず、この（本註までの）件については、次の諸点について注意しておきたい。①一般に、ある家臣が（主君の息＝封相続人、ないし、上級主君）に対して所領の授封更新を求める場合には、家臣は（前註・11でも触れた）前出レーン法22・2（＝AV 1・47）の文言（＝「主君よ、私は貴殿に対して、私が法（の定め）に従い貴殿の許へもちこんだ所領（の授封）を希求し、そしてそのために貴殿に対して私の忠誠の誓を、一度、二度、三度捧げ、そしてそのことについて貴殿の家臣たちを証人として引合い出します」）を述べ、その文言に従って彼の忠誠宣誓を（3度）捧げればよく、その所領について彼のもつ「権利」を証人によって立証する必要はない（上記・文言で言及されている「証人」は、後日、その所領について（主君による）授封、ないし、（それにもとづく）家臣の「権利」（の有無）が争われた時のためのものである）。したがって、この件で、Aが「証人による立証」を申し出るべきであるとされていることによって、本条・後段のケースにおいては、（上述した「所領（授封）の希求」の場合とは異なり）、AとBが（レーン）法廷で（Aには）所領についての「権利」（があるか）をめぐって争っている、ということが判る。②しかし、AとBはなぜ（あるいは、いかなる経緯で）法廷で争うことになったのか。前出レーン法57・1（＝AV 1・21、1・22）によれば、ある所領について（Aに）gedinge が

封与されていた場合、その所領を占有(・支配)していた家臣＝Cが(息なしに)死亡すれば、所領についての占有権は「自動的に」Aに帰属する。したがって、前出レーン法57・3で述べられているように、AはBよりも先に所領を「占取」することができるが、そのことについてBから問責・召喚された場合は、直ちに(応答・応訴して)所領についての「彼の権利」(sin recht)を立証しなければならない。その場合、Aが行う立証は、(前出レーン法57・1で述べられている)Bにgedingeの封与を「想起させる」ためのそれ、すなわち、(封与を目撃した)「家臣二人と自分とも3人の証人による立証」である、と推定される。以上のように考えてくると、(本条)この件の(Aが申し出る)「証人をもって」行われる立証も、それと同じものであることが判るだけでなく、そもそもAが(レーン法廷で)Bと争っているのは、所領を(主君より先に)「占取」して、それについて主君から(そこへ召喚されて)問責されたからである、と推定することができるのではないか。③この件のbehaldenの語は、後註・21の箇所でも(behalden hevetという形で)もう一度用いられているが、それをヒルシュはerstreiten(Hi., S. 156)、ショットはerringen(Sch., S. 305f.)と訳している。上述したように、Aが(Bから問責・召喚されて)Bと(法廷で)争っている以上、この訳は決して間違ってはいない。しかし、その意味でのbehaldenの語は、(特に原告が)(まだ「占有」していない物や所領を法廷で(被告と)争い、それについて自分の「権利」を)立証(し)・(それを自分のものとして)取得する」場合にも用いることのできるものであるから、この場合そうした訳語では、Aが所領を(すでに)「占有」しているかどうか、判然としないことになる。そこで、上掲・邦訳では、この語を敢えて「保持する」と訳しておいたが、それは、(もちろん②で述べた私見を前提にしたものであり)、前出レーン法22・3におけるこの語の用語法(後註・21)、および、最後の一文(具体的には、そこでrechte volgeだけに言及されていること)とのつながり(後註・23)をも考慮した上でのことである(後註・21と23を参照されたい)。

19) 念のために一言しておくと、主君＝Bが「異を唱え(ないし、反対す)る」というのは、(Aが申し出た)「証人による立証」(そのもの)を拒む(＝行わせない)、ということであって、Aが証人による立証を行ったのちに(それにもかかわらず)その所領をAの(占有・支配すべき)レーンとして認めない、という意味ではない。この点については、次註・20と後註・21を参照されたい。

20) 「レーン法」(Ordnung Iaのテキスト)に限って言えば、jm, rechtes weigerenという言い回しは、後出レーン法68・5(＝AV 2・51)(の2箇所)、および、76・1(＝AV 3・13)と76・2(＝AV 3・14)で用いられ、いずれも「(レーン法廷を主催する主君が)裁判(そのもの)を拒絶する」、という意味であり、そのことはAVの対応条項によっても確認できる。(なお、「ラント法」については、Ordnung Iaのテキストでrechtes weigerenの語が姿を見せるのは、(ざっと調べた限りでは)2・13・8くらいのものであり、そこでもこの表現は「(裁判官が)裁判(そのもの)を拒絶する」という意

味で用いられている――アイケ以後のテキストについては省略する)。これに対して、dar jm. af rechtes weigeren という言い回しは、前出レーン法22・3(= AV 1・48, 1・49)で、次のような文脈の中で用いられている。すなわち、そこでは、直前のレーン法22・2(= AV 1・47)で(前註・16と18で言及、ないし、引用したように)家臣の息や家臣(本人)が主君に授封(更新)を求める際の手続を述べたのを承けて、家臣がそうした手続を履んだにもかかわらず主君が彼を家臣として受け入れることを拒んだ場合には、「家臣は、彼が彼の忠誠宣誓(ないし、臣従礼)をその(授封を受ける)ために捧げた所領を保持す(behalden)べきであり、また、(それ以後その所領を主君に対する)勤務なしに占有することができ(besitte)、(彼が授封を希求したことについての証人が生存している限り)、二度と再びその所領(の授封)を希求する要がなく、さらにその所領を彼の子(たち)に相続させるし、またそれを彼の家臣(たち)に(又)授封することもできる」とした上で、その理由を、「けだし彼は、それについて彼に法(この場合、授封)が拒絶された所領(dat gut, dar eme rechtes af geweigert was)を法(の定め)に従い保持した(ないし、している)(behalden hevet)のだから」、と言われている。この場合、(同条への註・5で述べたように、家臣への「授封」は「裁判」に準じた手続で行われるものの)、主君と家臣が法廷で(所領の帰属について)争っているわけでないから、recht の語は、具体的には――「裁判」ではなく――「授封」を意味する、と解される。

本条・この件の dar rechtes eme af geweigert si については、何よりもこのレーン法22・3における用語法を参考にすべきであろう。そこでは、(時相が異なるだけで)これとまったく同じ言い回しが用いられているだけではなく、その直後につづく文に、(語順こそ異なるものの)この件の直後におけるのと同じ (he) hevet mit rechte behalden dat gut という表現まで姿を見せるからである(この点については、次註・21で改めて述べる。なお、上記引用中アンダーラインの箇所は、本稿(4)、764頁では「取得した」と訳しておいたものを、前註・18、③で述べた理由により改訳したものである)。ただし、本条の場合は、Aは(gedinge の形においてではあれ)すでに所領を「授封」されているので、(Bが)Aに拒絶した recht(es) は「授封」ではありえず、したがって、この箇所の recht(es)(=「法」)の語は、(実質的には)(Aが申し出た)「証人による立証」(=裁判上の手続の一つ)を指す、と解するのが正しいであろう。(なお、ヒルシュは、レーン法22・3と本条のいずれについても、rechtes の語を(単に) das recht と訳し、何もコメントを加えていないが (Hi., S. 125 u. 156)、ショットはこのうちレーン法22・3については、sein Recht (=彼の権利) と訳している (Sch., S. 265)。彼は、本条の方は das recht と訳しているが(S. 306)、やはり何のコメントも加えていない。本条についてならば直前のレーン法57・3(註・12の箇所に) sin recht の語が姿を見せるからまだしも、レーン法22・3の recht(es) の語を「権利」と理解できないことは、そこには sin の語がないという形式的理由からもほぼ明らかなはずである。ザクセンシュピーゲルにおいては、recht の語が「権利」を意味する場合には、(実質的には)

必ず（と言ってよいほど）持主が付記されているからである。(ただし、「各人生得の法」についてもjs. rechtと言われることがあるから、その逆は常に真とは言えない)。なお、前出レーン法57・3のsin rechtは家臣が「立証する」ものだから、それを「家臣が証人による立証を行うこと」を意味する本条のrecht(es)と同一視するわけにいかないことは、改めて指摘するまでもあるまい)。ひきつづき次註・21を参照されたい。

21) ここには、前に(前註・18の箇所で)用いられていたbehaldenの語が再び姿を見せる。前註・20で述べたように、この件の原文(＝(so) havet he behalden dat gut mit rechte)は、前出レーン法22・3のそれ(＝(went) he havet mit rechte behalden dat gut, ……)と、(語順が異なるだけで)同じ語(の組み合わせ)から成っている。レーン法22・3は(前註・18の①で述べたように)、すぐ前のレーン法22・2を承けたものであるが、そのレーン法22・2は、家臣が主君に対して所領(の授封)を希求する際の手続を述べたものであり、この場合、(所領を希求する)家臣は、(前註・11で述べたように)、(すでに)所領を占有・支配している。レーン法22・3は、これを承けて、家臣が所領を希求すべく忠誠宣誓を捧げたにもかかわらず、主君が「不法にも」(ないし、「法(の定め)に反して」)家臣に対しての所領の「授封」を拒んだ場合に、家臣がその所領についていかなる「権利」をもつか、という問題を扱ったものである。したがって、この条項(上記・引用中)のbehaldenの語は、(前註・19で述べたように)、(家臣がその所領を)「(ひきつづき)保持する(＝レーンとして占有・支配しつづける)」という意味に解される。

そうだとすれば、少なくともまず、(それと同じ語の組み合わせから成り立っている)本条のこの件もそれと同じことを述べようとしたものであって、この箇所のbehaldenの語もそれと同じく(家臣が所領を)「(ひきつづき)保持する」の意味になる、と想定し(た上で、本条(全体)および前後の諸条項をそれと矛盾なく解釈することができるのか検証し)てみるのが、順序というものではないのか。上掲・邦訳に辿りついたのも、(実は試行錯誤を繰り返した末に、ようやくにではあるが)そうした作業を通じてであり、この件を上掲・邦訳のように理解することによって、私自身としては、(前註・5と(特に)8で述べた)なぜこの条項の家臣＝Aは、主君＝Bに(gedingeの封与を)「想起させる」手続をとっていないのに、recht lenとして所領の授封更新を求めることができるのか、という問題に決着をつける手がかりを掴むことができた、と考えている。この点については、さらに後註・23を参照されたい。なお、上掲・邦訳には(「立証して」と「ないし、保持している」の補訳を加え、「ことになる」の語を補うなど)、レーン法22・3の邦訳と異なる点もあるが、これは両条項で扱われているケース(そのもの)の相違、および、両条項でこの件が置かれている文脈の相違(本条については、特に前後の一文へのつながり)にもとづくものである。この点についても、次註・22と後註・23を参照されたい。

22) rechte volgeの語は、ザクセンシュピーゲル全巻を通じて、この箇所だけに姿を見せるものであって、もちろん「(Aが)適法に授封更新を求めることができる」

ということを（も）意味するが、それだけではなく、（前註・8までに述べられている）「（Aが）gedinge としてではなく、正規のレーンとして、彼の所領の授封更新を求める（ことができる）」ということを説明しようとしたもの、と解される。こうした本条・前段とのつながりも、前出レーン法22・3との比較・対照によってより明確に確認することができる。すなわち、そこでは（忠誠宣誓を捧げたにもかかわらず、主君から所領の授封を拒まれた）家臣は、それ以降所領を（主君に対する）勤務なしに占有できるだけでなく、「その所領を彼の子（たち）に相続させ、またそれを彼の家臣（たち）に（又）授封することができる」ことが明示的に述べられている。これによって明らかなように、（recht len として所領の授封更新を求める）Aも「相続」権、および、（特に）（又）授封権をもっているはずだが、ここではそれらの「権利」には言及されずに、Aが rechte volge（の権利）をもつことだけが述べられている。なぜか。それは、私見によれば、家臣＝Aが「最初の主君」＝Bに対して所領についての「権利」を立証する手続を扱っている本条・後段が本条・前段（特に前註・8までの命題）（が成立するゆえん）を説明するために書かれたものだからである。（なお、レーン法22・3で volge の「権利」に言及されていないのは、そこでは授封（更新）を求めて拒まれた家臣のことが扱われており、家臣が volge の「権利」をもっていることは前提されているからである）。ひきつづき次註・23を参照されたい。

23) 最後に、もう一度（私見にしたがって）本条・後段の論旨を振り返ってみよう。まず、（ある所領についての gedinge を封与されていた）家臣＝Aが（それを占有・支配していた）家臣＝Cの死後、主君＝Bの「承認」を求めずに所領を「占取」し、（Aの年期内に）Bからそれについて問責・召喚された場合、Aは直ちにそれに応じて（その所領についての「権利」＝それについての gedinge を封与されていることを）証人によって立証することを申し出なければならない。（Aがその立証をなし遂げれば、Aは当然（それ以降）「晴れて」所領を――recht len として――占有・支配することになるが、そのことには言及されていない）。主君＝Bが「不法にも」Aによるこの申し出を拒んだ場合には、Aはその（証人による）立証を果たせないことになるが、それは（Bの不法な拒絶によるものであって）Aの責ないし落度によるものではないから、Aは（立証をなし遂げた場合と同じく）所領を（再び主君から否認ないし問責される余地のない、その意味で「非議される余地のない」）recht len として（ひきつづき）占有・支配することができ、したがって、前段のケースについても、（Cの死亡後Aの年期内に＝AがまだBに所領の「承認」を求める、ないし、gedinge の授封を「想起させる」）手続をとっていない間にBが死亡し、あるいは、所領を返還すれば、AはBに対して（所領についての）「彼の権利」を立証する機会を失ったことになるが、それは――後段のケース同じく――Aの責ないし落度によるものではないから）、Aは（Bの息＝E、または、上級主君＝Dに対して）正規の volge の権利をもつと考えるべきである。――私見によれば、以上がこの条項から読み取れる著者の思考過程である。

なお、家臣が自らの責ないし落度なしに所領について法定の手続をとっていなくても、それによって彼の所領についての「権利」が損なわれることはない、という考え方は、(主君の死亡後、家臣が主君の息に授封更新を求めるべき年期内にその息も死亡した場合には、家臣は――まだ主君の息に授封更新求めていなくても――その所領が帰属した(新しい)主君に授封更新を求めることができる、とする)前出レーン法27・2(=AV1・72・b・後段)にも(すでに)見られる。また、前註・5では留保しておいた、この条項の家臣=Aは(授封更新請求の時点で)所領を「占有」(・支配)しているのか、という問題については、(本註で述べた私見を加えると)次のように考えることができよう。本条・後段でも(前註・2の箇所で)Cの死亡によって所領の「占有権」が(すでに)Aに帰属していることが強調され、(前註・3の箇所で)inneren(=「想起させる」)の語が用いられているだけでなく、(そのことによっても確認できる)前出レーン法57・1から57・3までの記述(の流れ)とのつながりから言っても、本条のケースについてはAが(すでに)所領を「占取」していると想定されている可能性が大きい、と考えられるが、仮にBが死亡し、あるいは、所領を返還するまでのあいだAが所領を「占取」していなくても、本条を私見のように解釈すれば、Aは(Bの死亡、ないし、Bによる所領の返還後)いつでも「適法に」所領を(占取して)recht len として「占有」(・支配)することができる、ということになるから、(Aが授封更新請求前に所領を「占取」してしまいさえすれば)、問題は(実質的には)解消するはずである。(なお、以上のように考えてくると、前出レーン法57・1の末尾で、Aが「彼の法定年期内に」(註・11の箇所)Bに対して(gedinge の封与を)「想起させる(ことができる)限り」(註・14の箇所)とされていることは、このレーン法57・4への伏線にもなっていることが分かるのではないか)。最後にもう一つ付け加えておきたいことがある。前出レーン法5・1では、同条への註・4でも指摘しておいたように、対応するAV1・20の「彼(=A)に gedinge を授封した主君(=B)がそれ(=Cが死亡する)まで生存していない」場合には、「Aはその所領をもつ(=占有・支配)することはない」という具体的な記述を削除し、「gedinge には volge はない」という(一般的・抽象的な)命題にまとめ(ないし、それで間に合わせ)ているが、それは(少なくとも)一つには、(Bの死亡後にも、Aは授封更新を求めることができる、とする)このレーン法57・4との整合性を考えたからではないのか、という問題がそれである。この問題については、次のレーン法57・5との関連で、同条への註・10において改めて考察するので、それを参照されたい。